

平成22(2010)年度策定版

あかし男女共同参画プラン

きらめきプラン21

平成23(2011)年4月

明 石 市

はじめに

男女共同参画社会は、女性も男性も、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮し、いきいきと暮らすことができる社会です。

本市においても、男女共同参画社会の実現をめざし、平成 13（2001）年に「あかし男女共同参画プラン」を策定しました。平成 14（2002）年 4 月には、拠点施設として「あかし男女共同参画センター」を開館し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を総合的かつ体系的に行ってきました。

しかしながら、家庭や地域、職場などにおいて、性別からくる固定的な役割分担意識やそれに基づいた社会の慣習が依然として残っています。また、少子高齢化の進展など社会状況の変化によって生じる新たな課題や、重大な人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス）問題などへの取り組みが求められています。

このような状況の中、本市では、すべての人の人権が尊重され、女性も男性もともに夢や希望を持って、あらゆる分野で個性や能力が發揮できるよう、総合的な施策を推進するため、平成 23（2011）年度から 10 年間を期間とする、新たな「あかし男女共同参画プラン」を策定しました。

また、このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「明石市配偶者等からの暴力対策基本計画」を包含しており、本市におけるDVの防止及び被害者の保護と自立のための具体的な指針となるものです。

今後は、このプランに基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向け、市民の皆さまと一体となって取り組んで参りたいと存じますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新たなプラン策定にあたり、あかし男女共同参画プラン推進懇話会の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

【目次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の役割	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の背景	5
第2章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	16
2 基本的な視点	17
3 計画の体系図	19
第3章 基本計画	21
基本目標1 男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり	22
基本目標2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 ～明石市配偶者等からの暴力対策基本計画～ ..	27
基本目標3 生活の場における男女共同参画の促進	33
基本目標4 働く場における男女共同参画の推進	37
基本目標5 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実	41
基本目標6 施策の推進体制・進行管理の充実	44
資料編	47
1 あかし男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿	48
2 計画策定の経過	49
3 男女共同参画社会基本法	51
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	54
5 関連年表	60
6 用語解説	63



第1章
計画の策定にあたって

1

1 計画策定の趣旨

わが国においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することが、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応し、わが国が持続的に発展していくための重要課題であると位置づけています。この男女共同参画社会の実現をめざすために、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定・施行され、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、国内外の急速な変化に対応するために、平成 17（2005）年には「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて様々な制度の進展と各地での取り組みがなされてきました。

本市においては、平成 6（1994）年に「あかし女性プラン」を策定し、男女平等を基本とした施策を推進してきました。この女性プランを継承しながら発展的に改訂したものとして、平成 13（2001）年には「あかし男女共同参画プラン」を策定し、教育、福祉、保健、産業などの幅広い分野にわたって市民、事業所、行政が連携を図りながら、総合的かつ体系的に施策の推進を行ってきました。

本市ではこれまでの推進状況を検証するため、平成 21（2009）年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」^①を実施しました。調査結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する男性が増加するなど、平成 15（2003）年度の調査結果より市民の意識に若干の変化が認められるものの、依然として人々の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

また、「家庭生活」や「職場」などの場で「男性の方が優遇されている」と感じる人が全国水準を上回るなどの課題があります。

さらに、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、被害者の多くが女性であり人権侵害である DV（ドメスティック・バイオレンス）^②、セクシュアル・ハラスメントなど新たな課題への対応も求められています。

このようなことに加え、「あかし男女共同参画プラン」が平成 22（2010）年度をもって、その計画期間を満了することから、平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度までを期間とする新たな「あかし男女共同参画プラン」（以下「本計画」と記します。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを新たに策定することとしました。本計画を策定するにあたっては、市民代表も参画するあかし男女共同参画プラン推進懇話会を開催し、市民意識調査、パブリックコメント等を通じて市民の意見を反映できるように努めました。

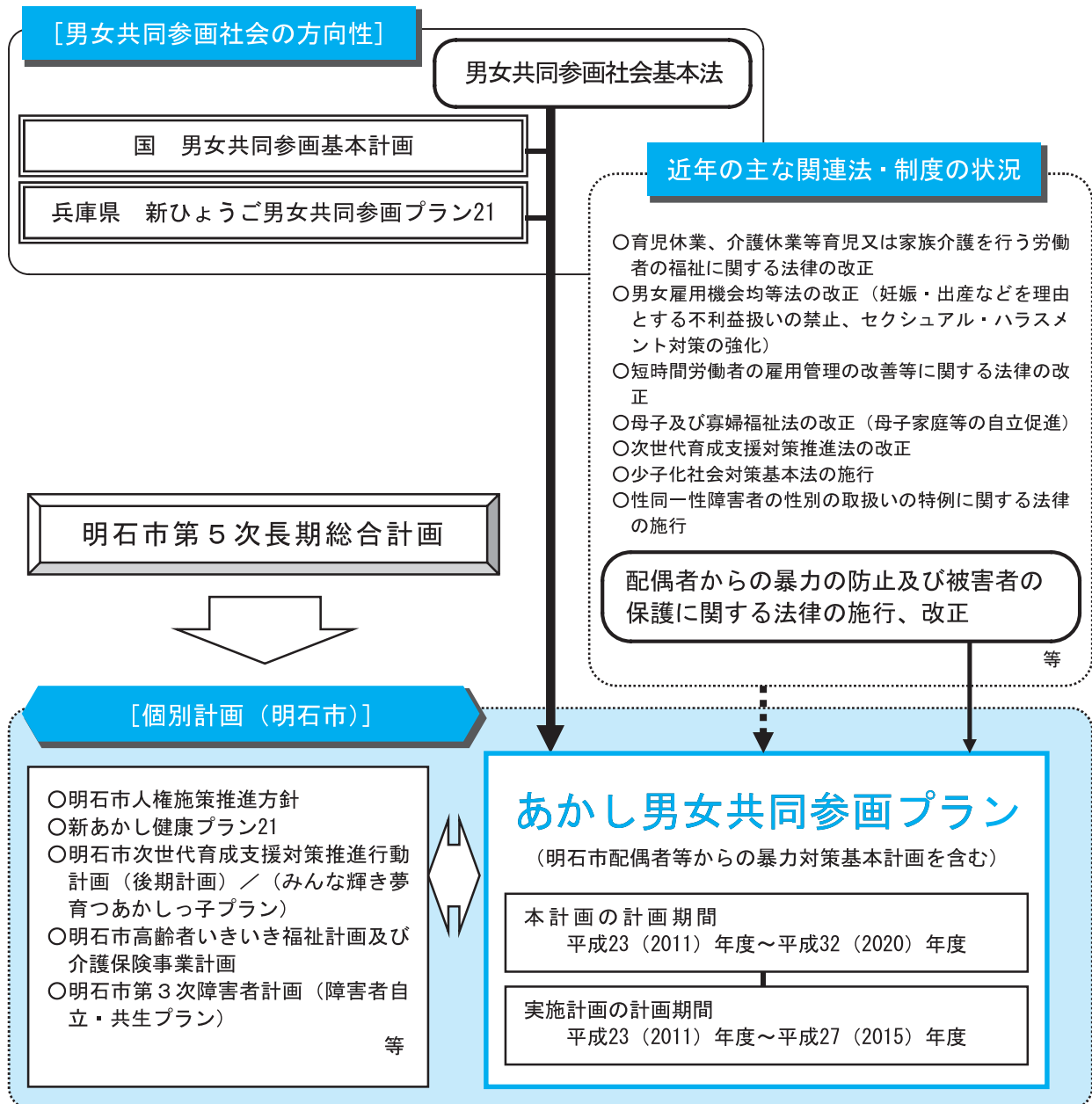
なお、被害が深刻化しやすい DV の問題については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいて、本計画の中に配偶者等からの暴力に関する市町村基本計画を包含することとします。

^① 平成 21 年 9 月に市民向け調査、地域リーダー向け調査、若年層向け調査を実施しました。以下、本計画の中で「男女共同参画に関する市民意識調査」と表した場合は、市内居住の 18 歳以上の男女 3,000 人を対象とした市民向け調査のことを示しています。

^② 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力。「DV」と記しています。

2 計画の役割

- ① 本市における男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するための具体的な指針で、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画です。
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含んでいます。本市におけるDVの防止及び被害者の保護と自立のための施策の実施について定めています。
- ③ 「第5次長期総合計画」を上位計画とした個別計画の一つとして位置づけます。
- ④ 本市の個別計画と整合性をとりながら、本計画に基づく具体事業レベルの実施計画を策定します。



3 計画の期間

平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度の 10 年間とします。ただし、社会状況等の変化によって、柔軟に見直しを行うこととします。

また、本計画の計画的な推進を図るため、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの 5 年間の実施計画を策定しています。



4 計画策定の背景

(1) 国・県の動き

① 国の動き

わが国では昭和 50 (1975) 年の「国際婦人年」を契機とした世界の動きと連動しながら、男女共同参画社会の形成に関する法や制度の整備が進められてきました。

平成 11 (1999) 年には男女共同参画社会の基本理念とその方向性を明らかにした「男女共同参画社会基本法」が制定され、これを受けて平成 12 (2000) 年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後の 10 年間の中で、「男女雇用機会均等法」の改正、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の成立並びに同法律の改正など男女共同参画を推進するための枠組みの整備や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）関連施策等の新たな取り組みの始動など、男女共同参画に関連する様々な取り組みが拡大されてきました。

また、平成 17 (2005) 年には「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、国の男女共同参画会議における計画の見直しがあり、平成 22 (2010) 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画に向けた社会全体の改革が改めて強調されています。

国の近年の取り組み

- 「第 2 次男女共同参画基本計画」において、女性のチャレンジ支援の推進、新たな分野への女性の参画の推進、仕事と家庭・地域生活の両立支援等を具体的に推進。また、男女共同参画の理念や「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努めることとされた。
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・子育て支援策」「人権施策」など、省庁横断的に関連施策を推進。
- 女子差別撤廃委員会からの最終見解（平成 21 (2009) 年）における指摘事項の点検（就労や働く場での女性の差別、政策・方針決定過程への女性の低調な参画など）。
- 男女共同参画会議「第 3 次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」（平成 22 (2010) 年 4 月）
- 内閣府「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 (2010) 年 12 月）
 - ◆ 重点分野として取り上げられた事項

① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	⑨ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	⑩ 生涯を通じた女性の健康支援
③ 男性、子どもにとっての男女共同参画	⑪ 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
④ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	⑫ 科学技術・学術分野における男女共同参画
⑤ 男女の仕事と生活の調和	⑬ メディアにおける男女共同参画の推進
⑥ 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	⑭ 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
⑦ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	⑮ 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献
⑧ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	

② 兵庫県の動き

兵庫県では、平成 13（2001）年には「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として「兵庫県男女共同参画計画」（ひょうご男女共同参画プラン 21）を定めるとともに、平成 14（2002）年には男女共同参画社会づくりをより強固なものとするために「男女共同参画社会づくり条例」が施行されました。その後、平成 18（2006）年には「兵庫県男女共同参画計画」（ひょうご男女共同参画プラン 21）の「後期実施計画」の策定と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」の策定が行われました。また、平成 22（2010）年度には、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定されました。

（2）明石市の現状と課題

① 明石市の取り組み

本市では昭和 55（1980）年に婦人・生活課をいち早く設置し、女性に関する様々な問題に取り組んできました。また、平成 14（2002）年に課名を男女共同参画課と変更し、現在ではあらゆる分野での男女の参画をめざす取り組みを推進しています。

男女共同参画に関する計画としては「あかし女性プラン—男女共生社会をめざして—」（平成 6（1994）年）に続いて、平成 13（2001）年に「あかし男女共同参画プラン—きらめきプラン 21—」を策定し、女性も男性も誰もがお互いを尊重し認め合いながら、ともに責任を分かち合う社会の実現をめざした取り組みを進めてきました。このプランに基づき、教育、福祉、保健、産業などの幅広い分野にわたって市民、事業所、行政が連携を図りながら、総合的かつ体系的に施策の推進を行ってきました。

平成 14（2002）年 4 月には「あかし男女共同参画センター」が開館し、男女共同参画社会実現のための総合的な拠点施設として、「女性のための相談室」における相談や健康相談、法律相談などの相談業務をはじめ、家庭生活等において男性の参画を推進する講座などの開催、情報誌「きらめき」の発行、明石市女性団体協議会と連携したフォーラム等の開催や男女共同参画週間の啓発事業を行っています。

近年では、女性のチャレンジ支援として「チャレンジひろば」の開設やチャレンジ相談、女性のための就労支援講座などを新たに展開しています。

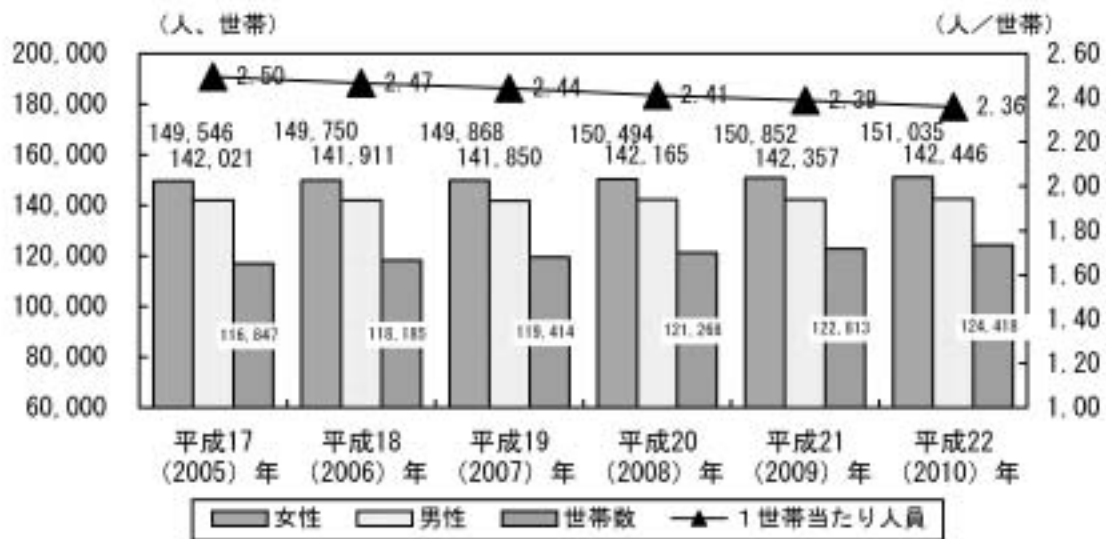
また、DVに対する取り組みとして、市役所内の関係各課による明石市DV対策連絡会議を設置し、関係機関との連携や情報の共有、研修等を行ってきました。さらにデートDVの啓発、未然防止のため市内高等学校への出前講座の実施や女性に対する暴力をなくすための啓発活動を行っています。

② 明石市を取り巻く社会状況

● 人口と世帯

本市の人口はほぼ横ばいの状態にあり、平成22(2010)年4月1日現在293,481人となっています。また、1世帯当たり人員は年々減少傾向にあり、平成22(2010)年4月1日現在2.36人/世帯となっています。世帯に占める人員の規模が年々縮小傾向にあることがうかがえます。

図表1 人口、世帯数、1世帯当たり人員の推移



* 各年4月1日現在

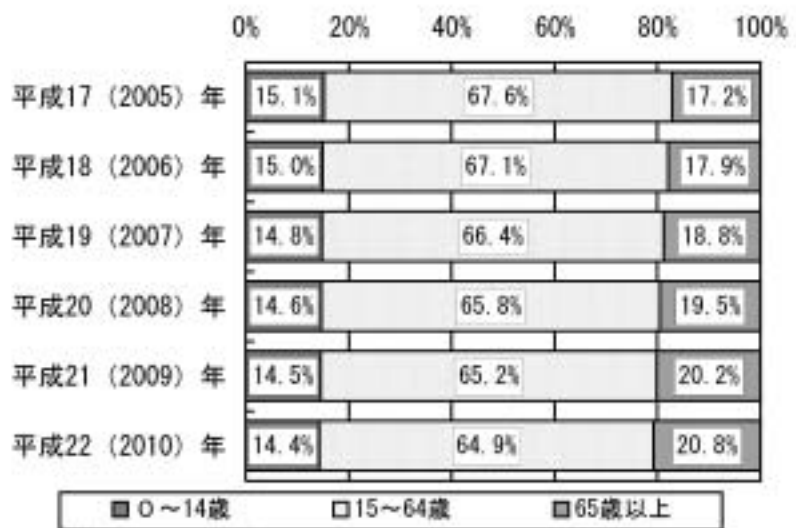
資料：明石市「住民基本台帳」

● 年齢別人口比率の推移

年齢別人口比率をみると、0～14歳の人口は平成17(2005)年では総人口の15.1%を占めていましたが、平成22(2010)年には14.4%まで減少しています。

一方、65歳以上の人口は平成17(2005)年では総人口の17.2%を占めていましたが、平成22(2010)年には20.8%まで増加しています。このように高齢化が年々進展しています。

図表2 年齢別人口比率の推移



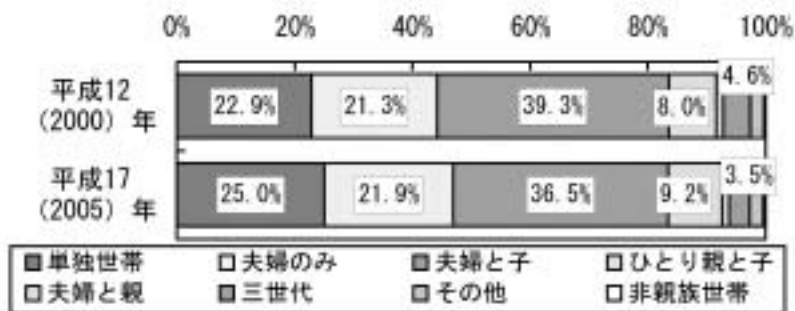
* 各年4月1日現在

資料：明石市「住民基本台帳」

● 世帯構成の変化

また、世帯構成をみると、「三世帯」や「夫婦と子」が減少する一方で、「単独世帯」や「夫婦のみ世帯」「ひとり親と子」が増加するなど、多世代での居住が少なくなっています。このように、世帯に占める人員の減少などでこれまで家族で担ってきた子育てや介護の基盤がもろくなりやすい状況となっています。今後においては、男女それぞれが家庭生活に参加しやすくすることや、子育てや介護についての社会的支援、また事業所等の理解と協力が必要となってきました。

図表3 世帯構成の変化（一般世帯）



* 10月1日現在
* 三世帯には三世帯と他の親族等がいる場合も含む。

資料：総務省「国勢調査」

● 就業の状況 ～経済の低迷と就業者数の減少、子育て等を機に仕事を辞める女性～

本市では、平成12（2000）年と平成17（2005）年と比較すると就業者総数は減少していますが、女性就業者数はほぼ同じ水準で推移しています。また、25～64歳のすべての年代で女性の労働力率^③が上昇しています。ただし、女性の労働力率は、子育て期と考えられる30歳代前半で下がり、その後上昇する「M字カーブ」を描いており、全国や兵庫県と比較しても30歳代前半での下げ幅が大きく、多くの女性が子育て等を機に仕事を辞めている様子がうかがえます。

また、「M字カーブ」の右側の山が全国平均より低いことから、再就職等が難しい様子もうかがえます。

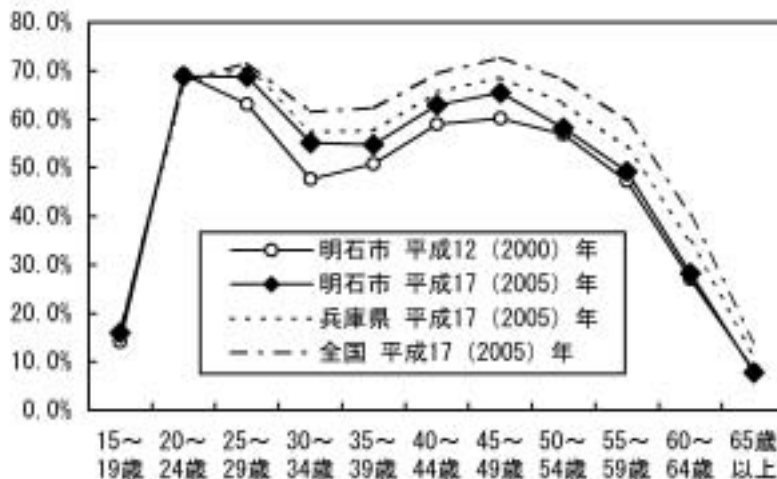
図表4 就業者数
(単位：人)

	明石市	
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
就業者総数	133,029	127,638
女性就業者数	50,796	50,769

* 10月1日現在

資料：総務省「国勢調査」

図表5 女性の年齢別労働力率



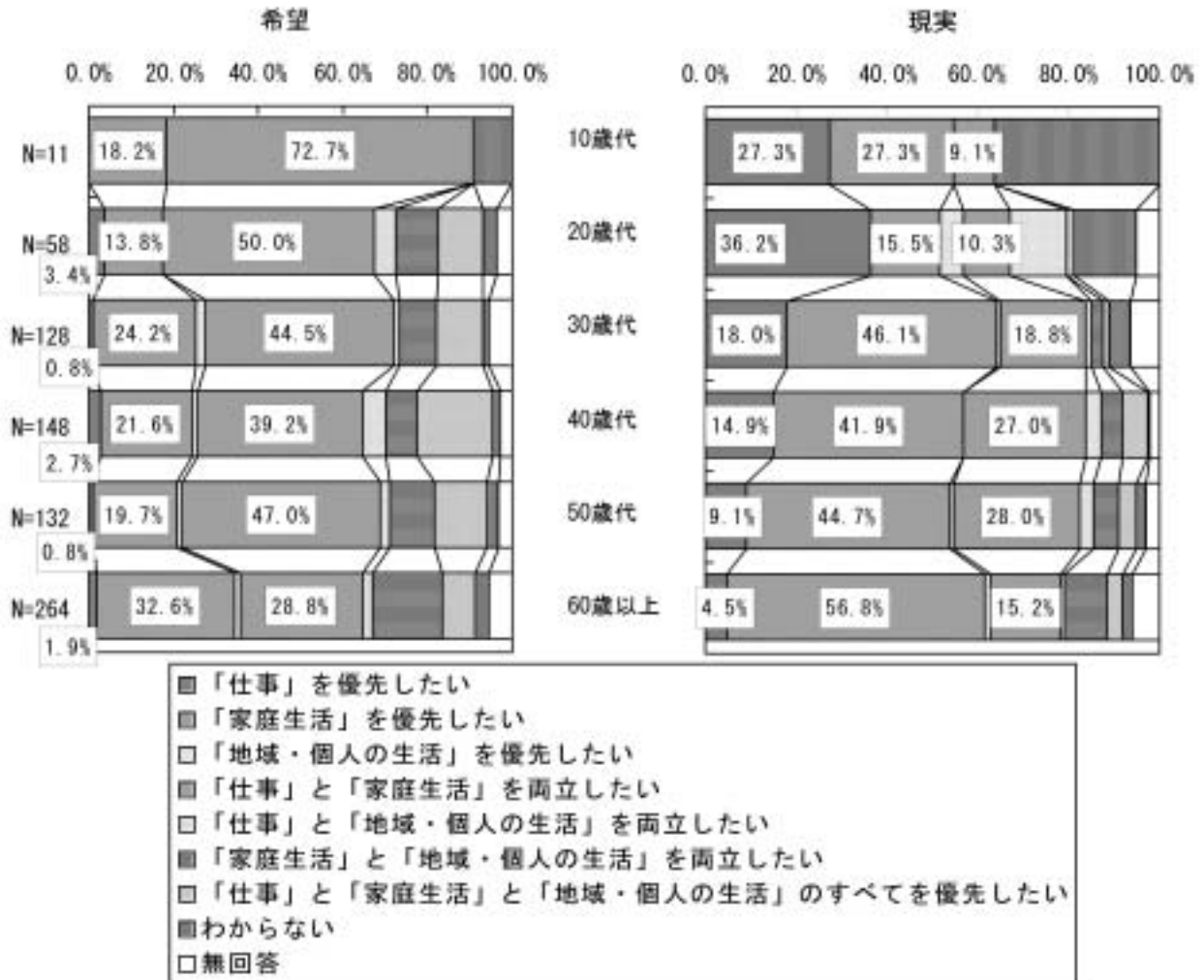
* 10月1日現在

資料：総務省「国勢調査」

^③ 15歳以上の人口に対する労働力人口の比率。労働力人口とは15歳以上の就業者と完全失業者を合わせたもの。完全失業者とは収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であった、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。

平成 21 (2009) 年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、「M字カーブ」の谷にあたる 30 歳代の女性では 5 割弱もの人が「仕事」と「家庭生活」を両立したい」と希望しているにもかかわらず、実現している人は希望者の数ほどは多くありません。このようなことから、今後は仕事と家庭生活を調和できるような取り組みも検討していく必要があります。

図表 6 女性の年齢別 仕事と家庭生活等についての希望と現実



* 凡例の「～したい」は現実の場合は「～している」

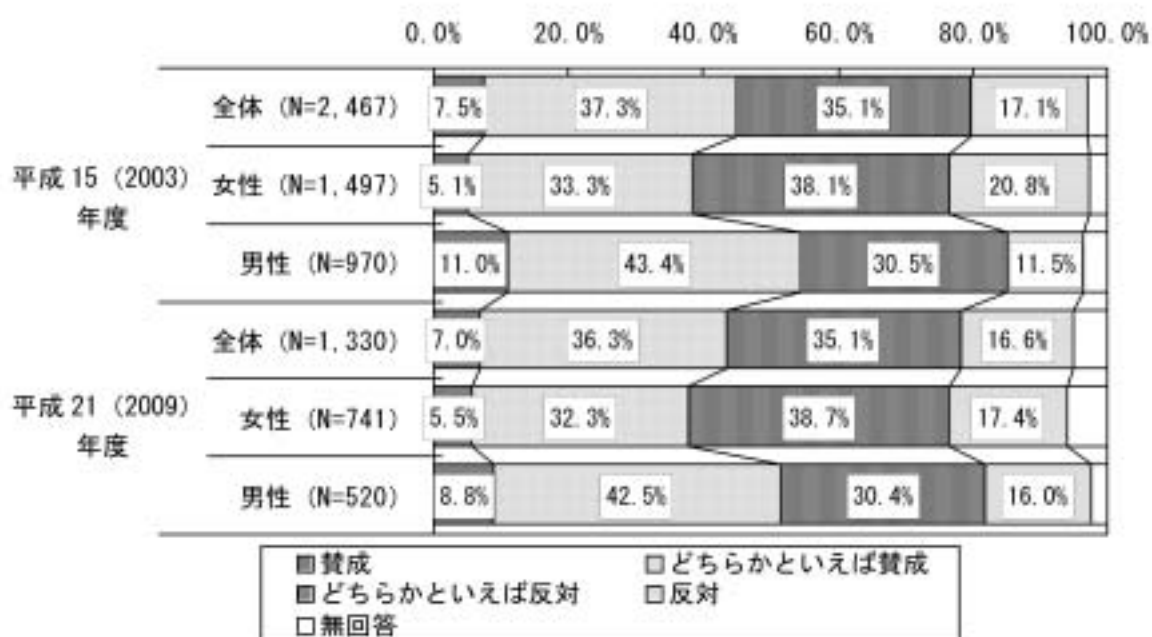
資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 21 (2009) 年度）

③ 市民意識の現状

～ 根強く残る固定的な性別役割分担意識 ～

「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という意識について、反対派が賛成派を上回る傾向に女性では大きな変化は見られませんが、男性では平成15（2003）年度の調査結果より反対派が約4ポイント増加しています。このように男性の意識には若干の変化が見られるものの、依然として「男は仕事、女は家庭」という意識を根強く残していることがうかがえます。

図表7 性別役割分担意識についての考え

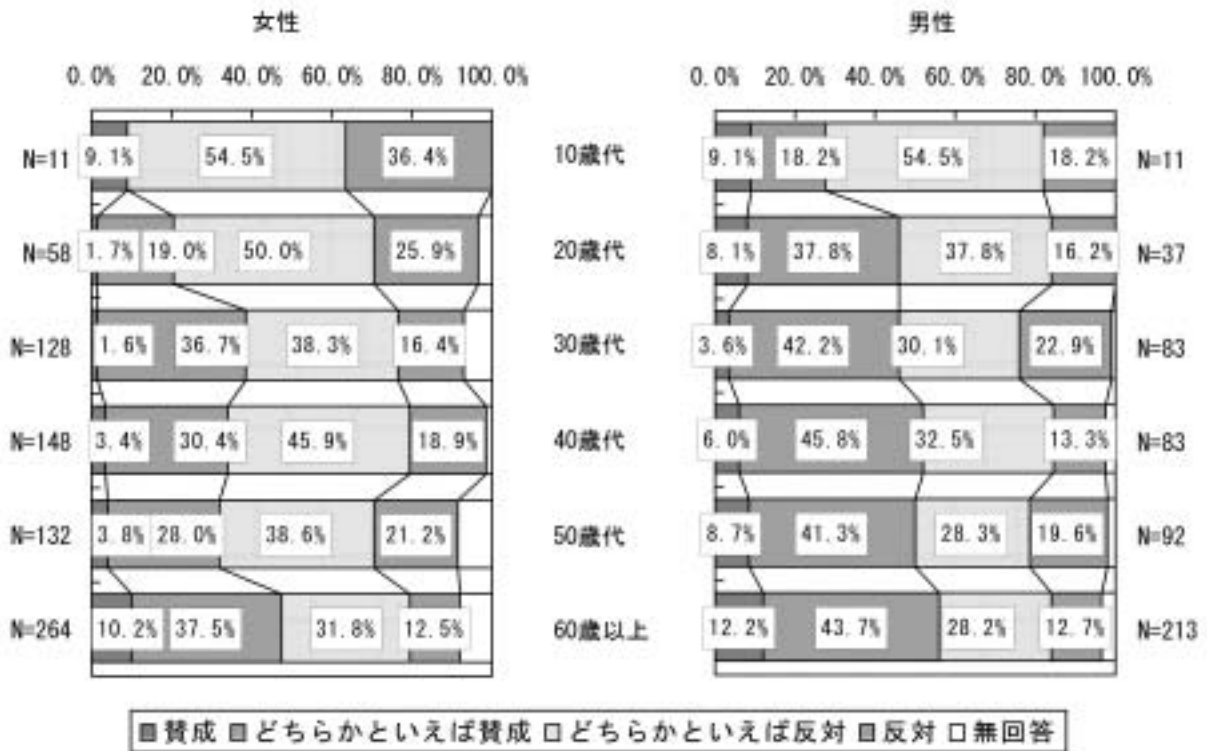


* 平成15（2003）年度とは明石市「市民意識調査」（平成15（2003）年度）のこと。平成21（2009）年度とは明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21（2009）年度）のこと。

～ 固定的な性別役割分担意識は、性・年齢別によって差がみられる ～

性・年齢別に「男は仕事、女は家庭」という意識をみると、女性の10～50歳代と男性の10～30歳代は「どちらかといえば反対」と「反対」の合計が「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計を上回っていますが、女性の60歳以上と男性の40歳以上では「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計が「どちらかといえば反対」と「反対」の合計を上回っています。「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計は、男性の60歳以上（55.9%）が最も多く、次いで男性の40歳代（51.8%）となっています。なお、総じて賛成派は男性に多く見られますが、女性では60歳以上（47.7%）に続き、30歳代（38.3%）でも他の年齢層に比べて多く認められます。

図表8 性・年齢別 性別役割分担意識についての考え

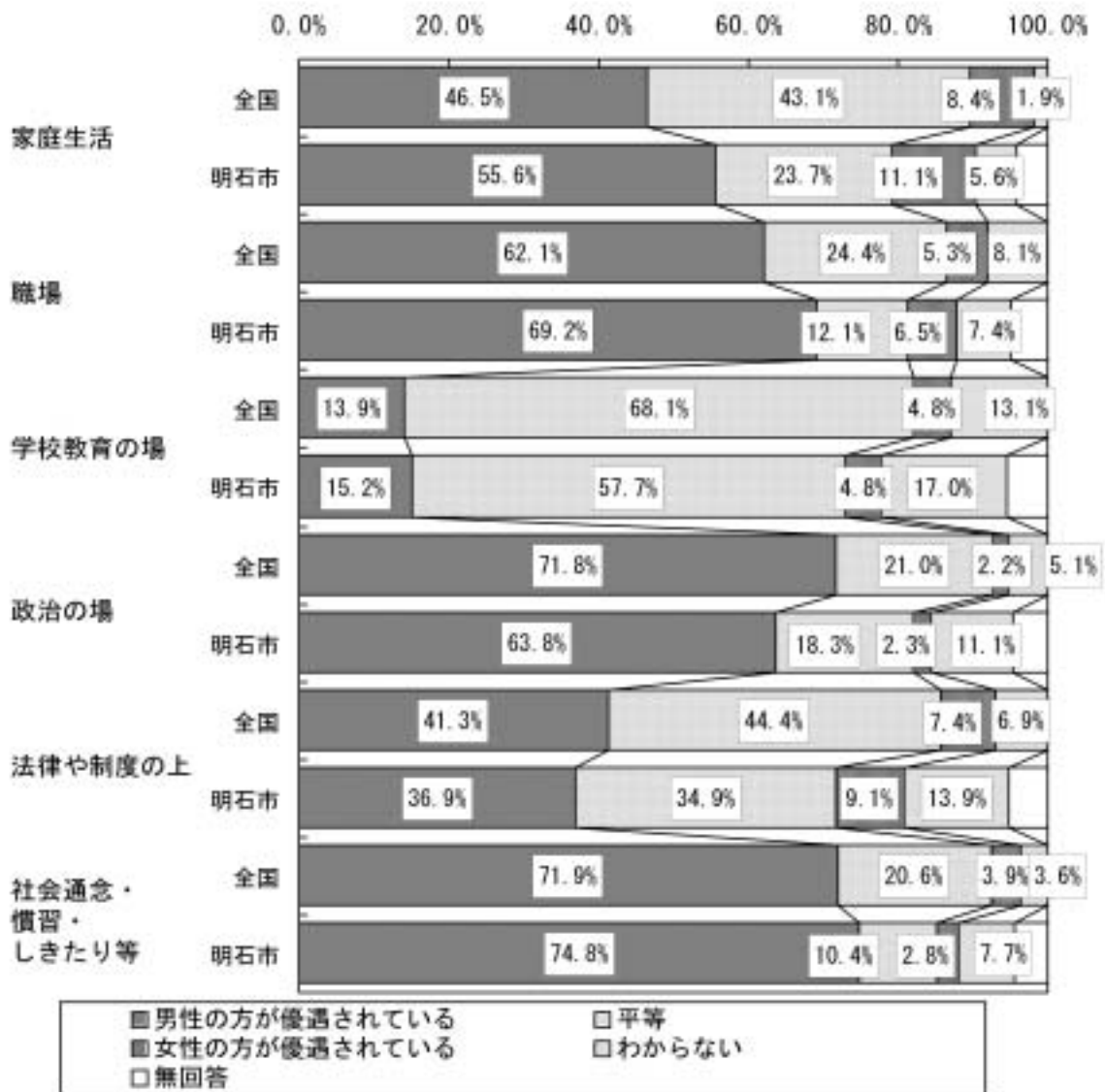


資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21（2009）年度）

～ 全国水準より低い平等感 ～

男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」と感じる人が多いのは「社会通念・慣習・しきたり等」「職場」「政治の場」「家庭生活」となっています。特に「家庭生活」と「職場」では「男性の方が優遇されている」と感じる人が全国の水準を大きく上回っています。また、本市では男女の「平等」を感じている人が多くの分野において全国の水準より少なくなっています。

図表9 男女の地位の平等（全国と明石市の比較）



*全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21（2009）年10月）（N=3,240）
 *明石市：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21（2009）年度）（N=1,330）

④ 主な課題

国・県の動きをはじめ、明石市におけるこれまでの取り組み、社会情勢の変化、市民意識の現状などを踏まえると、次の6つの課題が挙げられます。

○ 固定的な性別役割分担意識解消に向けた取り組みの推進

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が残っているため、男女平等・男女共同参画・人権尊重について認識と理解を深めていけるよう、情報提供や学習機会の充実が必要です。

○ 子どもへの人権尊重、男女平等意識のための教育の推進

次代を担う子どもたちが性別に関係なく、個性と能力を発揮でき、様々な生き方が実現できるよう、子どもの頃から、家庭だけでなく、地域や保育所・学校園などにおいて男女共同参画・人権尊重の意識づくりに向けた保育・教育が必要です。

○ 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

本市の審議会等への女性委員の登用については、目標値を達成していない状況であり、市政など政策・方針決定過程の場へ女性の声を反映させるためにも、女性の参画拡大が必要です。

○ 配偶者等からのあらゆる暴力根絶のための取り組みの強化

近年、女性のための相談室等ではDVに関する相談件数が増加傾向にある上に、その相談内容が深刻化、複雑化しており、そのために総合的な支援体制が必要です。

○ 仕事と生活の調和をめざした取り組みの強化

「仕事と生活を両立したい」という希望があるにもかかわらず、実際は、男性は仕事優先、女性は家庭生活を優先しており、希望を実現している人は非常に少ないという現状の中で、仕事と生活の調和をめざした取り組みが必要です。

○ 男性の家庭・地域への参加・参画の促進

固定的な性別役割分担意識が残っていることや、仕事中心の生活の中で、仕事と生活の調和が図られていない現状を踏まえ、地域活動や家事・育児・介護への参加・参画を促進するために、男性への積極的な働きかけを行うとともに、地域活動や家事等に関する情報提供や学習機会の充実が必要です。





第2章
計画の基本的な考え方

2

1 基本理念

基本理念

女性も男性も誰もがお互いを尊重し認め合いながら、あらゆる場に対等な立場で参画し、ともに責任を分かち合い、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現

「日本国憲法」は、基本的人権の尊重を基本理念とし、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止するとともに、すべての国民が「法の下に平等」であり個人として尊重されることを「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。

また、「男女共同参画社会基本法」は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つの基本理念を定めています。

本計画では、このような、「日本国憲法」「男女共同参画社会基本法」にうたわれている理念を尊重すると同時に、本市を取り巻く社会情勢の変化等に対応していくことが求められます。

本市においては、若干の変化が認められるものの、未だ市民の中に「男は仕事、女は家庭」という意識が残っており、行動面では家庭や地域、職場、社会などあらゆる分野で女性に対する不平等が存在しています。そして、性別による不平等は市民一人ひとりが個性と能力を磨いて力を発揮することを妨げる場合があります。

また、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化、景況感の悪化など、社会を取り巻く環境が変化している中で、夢や希望を抱くことができる男女共同参画社会の実現はより一層求められるものです。

このような状況の中で、本市では、すべての人が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を発揮できるように、「女性も男性も誰もがお互いを尊重し認め合いながら、あらゆる場に対等な立場で参画し、ともに責任を分かち合い、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現」を基本理念として、本計画を推進することとします。

そして、この基本理念に内包される考え方として、女性も男性もお互いを尊重し認め合うという、人権尊重の視点や、あらゆる場に対等な立場で参画できるようにするための参画と協働のまちづくりの視点、責任を分かち合うためにそれぞれが力をつけるという、エンパワーメントの視点をもって本計画を推し進めていきます。

2 基本的な視点

基本理念を踏まえて、次のような3つの視点をもって本計画を推進します。

① 男女の人権の尊重

男女が仕事、家庭、地域生活など社会のあらゆる場において個人としての尊厳が重んじられ、性別に関わりなくそれぞれの個性と能力を発揮し、また多様な価値観や生き方などが尊重される中で夢や希望を抱くことができる男女共同参画社会の実現をめざします。

② 参画と協働のまちづくりの推進

本市では、「市民主体のまちづくり」をめざし、市民が自治の主体となって参画し、市と協働のまちづくりを進めていけるよう、平成22(2010)年4月に明石市自治基本条例を施行しました。この条例に示された「参画と協働のまちづくり」の考え方は、男女共同参画社会を実現するにあたって不可欠となります。そのため、本市では市民、事業所、行政などが参加・参画しやすい機会づくりや情報提供等を通じて、互いに対等に協力・連携し、またそれぞれが果たすべき役割と責任を自覚し、まちづくりを推進します。

③ エンパワーメントの推進

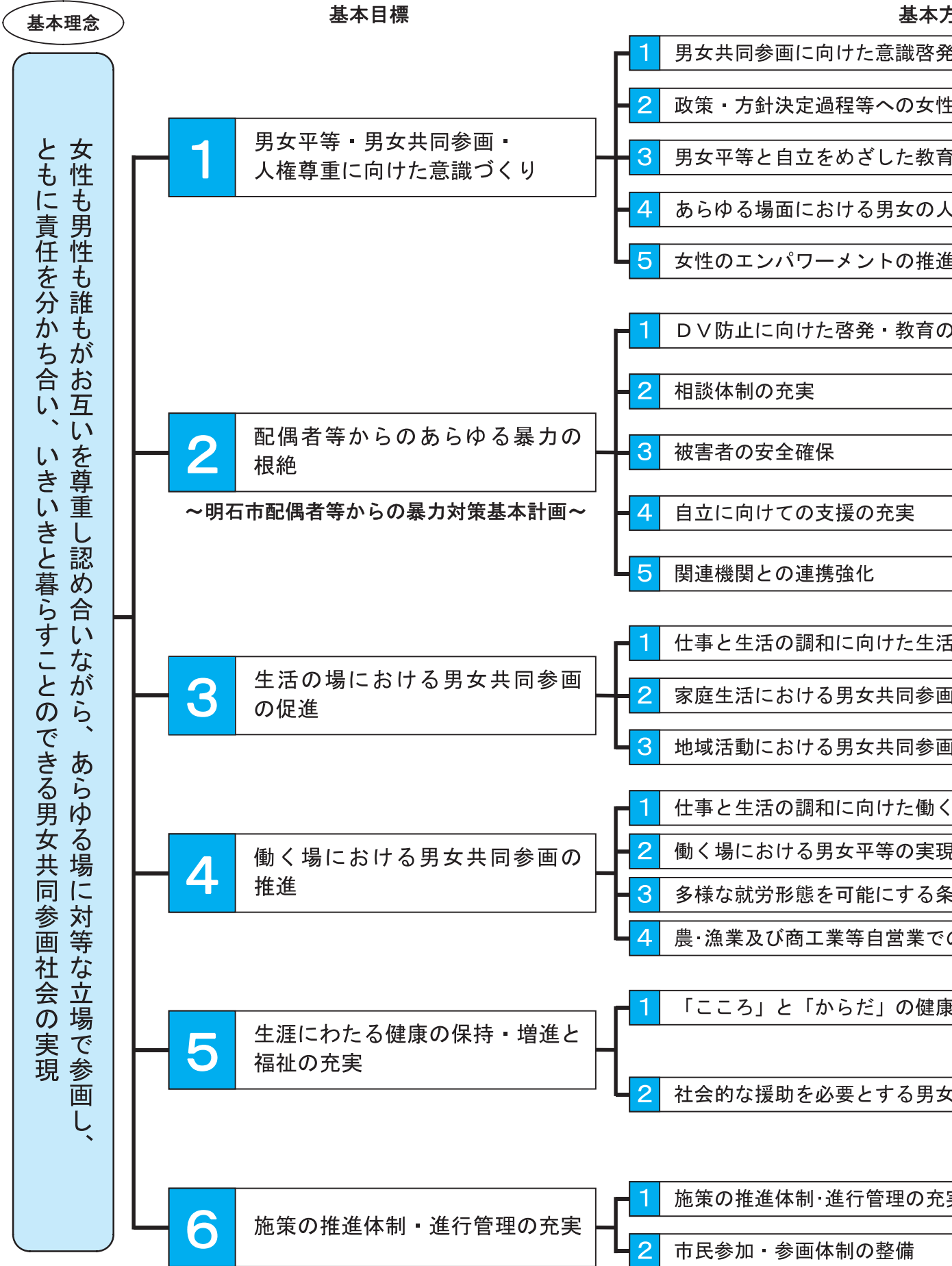
男女が、ともに参加・参画して社会をつくる主体となるためには、男女それぞれが自ら意識を高め、一人ひとりの個性と能力を磨くことが不可欠です。

特に、女性においては社会参画の機会が男性と比較してまだまだ十分とは言えない状況にあり、経済的、社会的により一層力をつけることをめざした取り組みが必要となっています。また、男性については、意識の変化だけではなく行動がともないやすくなるように、主に家事・育児・介護といった家庭生活や地域生活への参画を通して、生活者としての力をつけられるような働きかけが必要となっています。

このようなことから、本市では性別にかかわることなく幼少期からライフステージにそった教育や学習により男女共同参画の意識と行動する力を高め、自分らしくいきいきと暮らせる社会をめざします。



3 計画の体系図



方向	基本施策
の推進	①男女共同参画についての意識啓発の推進 ②男女共同参画に関する情報収集・提供の推進
の参画の拡大	①審議会・委員会等への女性の参画の促進 ②事業所・団体等における女性の登用促進
の推進	①保育所・幼稚園・学校等での意識啓発の推進 ②男女平等と自立をめざした生涯学習の推進
権の尊重	①メディアにおける人権の尊重 ②セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けての啓発の推進 ③国際理解と国際化への対応
	①エンパワーメントに向けての啓発活動、学習機会等の拡充 ②女性団体等のネットワークの促進
推進	①家庭や地域への啓発の推進 ②学校等への啓発・教育の推進
	①各種相談窓口の充実 ②相談員等の資質の向上と二次的被害の防止 ③相談窓口の市民への周知
	①緊急時における被害者の安全確保 ②被害者等の情報管理の徹底 ③広域連携の強化
	①生活の安定に向けた支援 ②経済的自立に向けた支援 ③心理的ケアの充実
	①関係機関・関係各課の連携強化 ②広域関係機関との連携強化
の場での取り組みの推進	①市民への啓発と相談窓口の充実 ②子育て支援策の充実 ③介護支援策の充実
の促進	①男女がともに担う家事・育児・介護等についての学習・啓発の促進 ②男性の家庭生活における自立に向けた学習・啓発の促進
の促進	①地域活動における男女共同参画の促進 ②地域活動における地域リーダーの育成・登用の促進
場での取り組みの推進	①働き方の見直し等の啓発の推進 ②両立支援のための子育て・介護支援策の充実
	①男女の均等な雇用機会・待遇の確保のための啓発
件整備の促進	①多様で柔軟な働き方を可能にする情報提供の充実 ②女性の就労支援体制の充実
の働きやすい環境づくり	①経営等意思決定の場への女性参画の推進
の保持・増進	①母性の保護と母子保健の充実 ②生涯を通じた男女の健康保持・増進対策の推進 ③性に関する教育・啓発・相談の推進 ④リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 ⑤こころの健康づくりに関する啓発・相談の推進
への自立支援の推進	①高齢者の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進 ②障害のある人の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進 ③ひとり親家庭の生活安定と自立支援の促進 ④低所得者の生活安定と自立支援の促進 ⑤児童や高齢者に対する虐待防止対策の推進
実	①施策推進体制の充実 ②国・県・近隣市町等との連携の推進 ③施策推進状況に関するチェック機能の整備と情報公開の推進
	①市民団体等との連携強化

第3章
基本計画

3

基本目標 1 男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり

(1) 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別を受けることなく、女性も男性も一人ひとりが互いにその人権を尊重し、責任についても分かち合いながら、多様な生き方を認め合わなければなりません。

本市では、これまで「あかし男女共同参画プラン」に基づいて、男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくりについて啓発事業などを展開してきました。特に、平成 14 (2002) 年 4 月に新たに設置した「あかし男女共同参画センター」を拠点として、明石女性生活大学をはじめとする学習機会の提供、男女共同参画週間の啓発事業や、情報誌「きらめき」の発行などの啓発活動に取り組んできました。

一方、政策・方針決定過程等への女性の参画において、市役所では積極的に多様な人材を登用したことによって、女性管理職が増加しています（「図表 10 明石市の女性管理職の登用比率の推移」参照）。しかしながら、審議会等への女性の参画率は、平成 22 (2010) 年度末の目標値 (30%) を達成できない状況にあります（「図表 11 明石市における審議会（地方自治法 202 条の 3）等の女性委員の登用比率の推移」参照）。このように、政策・方針決定の場への女性の参画は本来、様々な視点から意見を取り入れて反映させることが必要であるにもかかわらず、十分とは言えない状況にあります。

また、本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果において、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が残っており^④、家庭、職場、慣習などあらゆる場面で女性の地位の不平等感が明らかになっています^⑤。

さらに、同調査の結果では、男女共同参画の前進を感じる人は全体の 7 割強で、女性よりは男性に多く認められます（「図表 12 10 年前と比較した男女共同参画社会の実現状況」参照）。このように男女共同参画社会の前進が多くの市民に享受されていることは本市で取り組みを推進してきた成果ともいえますが、同調査の用語の認知度において「労働基準法」「男女雇用機会均等法」を「知っている」人の割合が高い（「図表 13 用語の認知度」参照）状況をみると、男女共同参画とは、女性の就労支援に関する制度の成立・改革だけをもって推進するものと市民に捉えられていないか、また、女性のためだけのものという誤解がなされていないかを、今後も考えていく必要性がでてきています。

^④ 10 ページ、「図表 7 性別役割分担意識についての考え」参照。

^⑤ 12 ページ、「図表 9 男女の地位の平等（全国と明石市の比較）」参照。

長い歳月の中で受け継がれ、市民の意識や行動、社会の慣習の中にみられる、男女の役割に対する固定的な考え方は、男女それぞれが主体的に生きるための多様な選択や、能力を発揮する上で妨げになるものです。

今後は、性別による固定的な役割にとらわれず、男女それぞれが責任を分かち合いながら、活力ある社会をつくっていけるように、男女平等・男女共同参画・人権尊重について認識と理解を深めていくことが大切です。特に、男女共同参画社会は男性にとっても暮らしやすい社会であるという男女共同参画の意義を広く浸透させていくことが重要となっています。

■ 政策・方針決定過程等への女性の参画

図表10 明石市の女性管理職の登用比率の推移

(単位：%)

	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年
女性登用比率	5.2	6.0	11.6	11.1	12.8	14.0	14.5	19.1

- * 4月1日現在、教育職（校長、教頭、園長等）を除く、管理職に占める女性の割合。
- * 平成22（2010）年度末の目標値：15.0%

資料：男女共同参画課

図表11 明石市における審議会（地方自治法202条の3）等の女性委員の登用比率の推移

(単位：%)

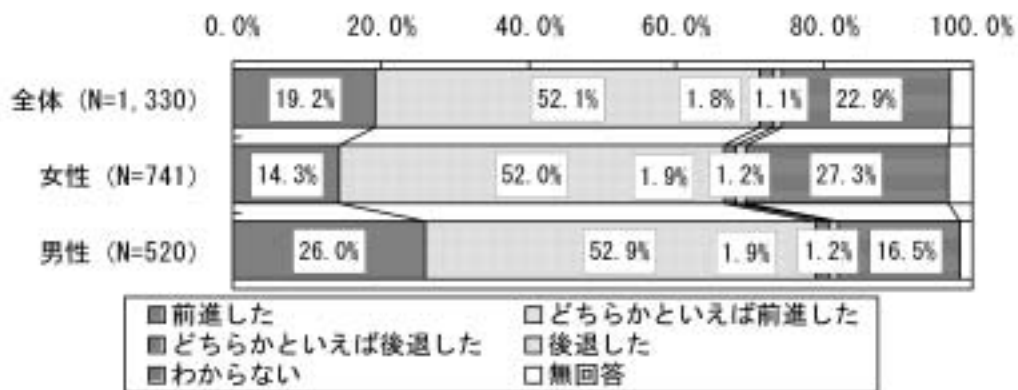
	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年
女性登用比率	19.4	20.1	20.9	20.6	21.1	20.0	20.1	18.5

- * 4月1日現在
- * 平成22（2010）年度末の目標値：30.0%

資料：男女共同参画課

■ 10年前と比較した男女共同参画社会の実現状況

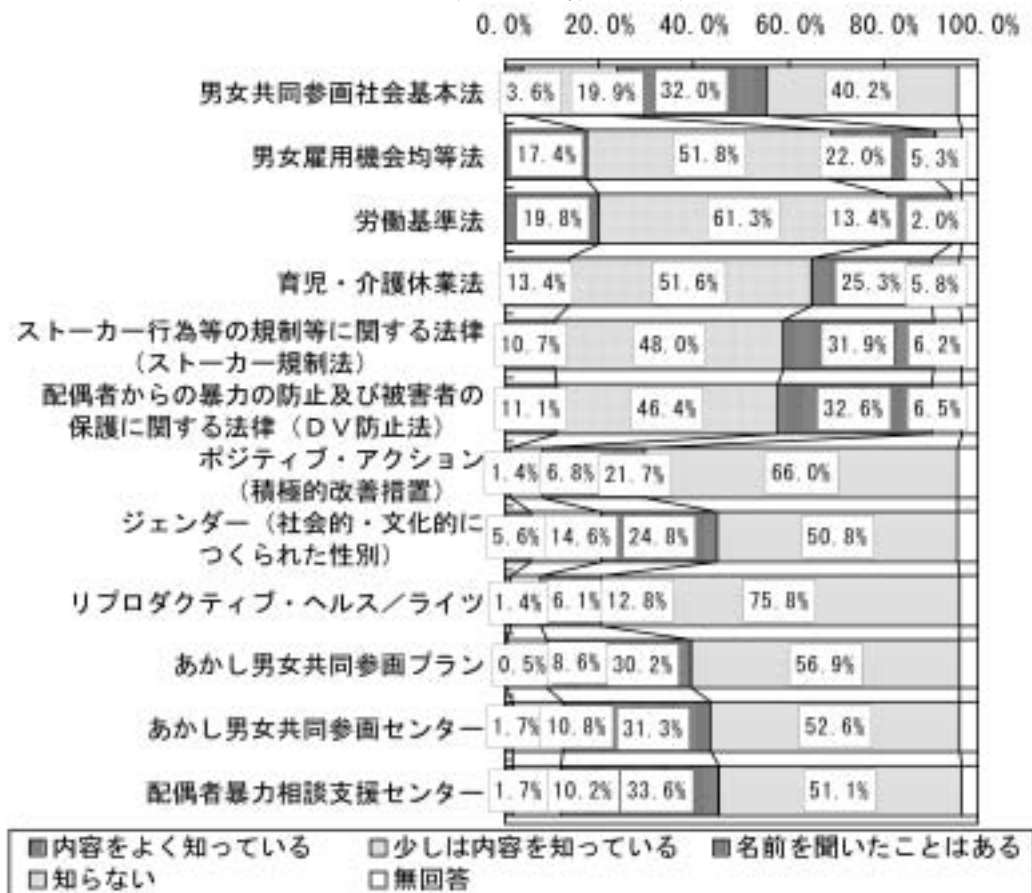
図表12 10年前と比較した男女共同参画社会の実現状況



資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21（2009）年度）

■ 用語の認知度

図表 13 用語の認知度



資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 21 (2009) 年度)

(2) 基本方向

① 男女共同参画に向けた意識啓発の推進

男女共同参画に向けた意識啓発では、「あかし男女共同参画センターまつり」などでの講演会や、明石女性生活大学・男性生活大学などの講座によって、学習機会を提供していきます。また、男女共同参画週間の啓発行事の実施や、情報誌「きらめき」の発行、自治会及び市の関連施設への情報の提供など、あらゆる機会において、男女共同参画の正しい知識の習得に向けた啓発活動に努めていきます。

あかし男女共同参画センターにおいては、男女共同参画社会実現のための拠点施設として情報収集に一層努めるとともに、図書、ビデオの充実を図り、利用の拡大と情報の提供に努めます。

<基本施策>

- ・男女共同参画についての意識啓発の推進
- ・男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

② 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる意思決定過程に男女が平等な立場で参画することが重要です。国は社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度になるよう目標を掲げています。本市でも、審議会等への女性委員の登用について目標値(30%)を設定し取り組んできましたが、平成22(2010)年度においても達成していない状況です(「図表11 明石市における審議会(地方自治法202条の3)等の女性委員の登用比率の推移」参照)。そのため、女性委員の割合が特に低い審議会等に対して積極的な働きかけを行うとともに、人材育成を図り、市政に多くの女性の声が反映できるよう、女性の参画拡大の推進をめざします。

各種団体、自治会等についても、意思決定の場に女性の参画が十分に進んでいるとは言えず、女性の意見が十分に反映しにくい状況にあることから、事業の企画・運営を図ることができる人材の育成と適切な人材の登用を促し、女性の参画が進むように取り組みます。

また事業所等においても方針決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発に努めます。

さらに市役所内における女性の管理職の割合は増加傾向にあります(「図表10 明石市の女性管理職の登用比率の推移」参照)、さらなる能力の向上をめざし研修会等を実施し、引き続き積極的な登用に努めます。

<基本施策>

- ・ 審議会・委員会等への女性の参画の促進
- ・ 事業所・団体等における女性の登用促進

③ 男女平等と自立をめざした教育の推進

次代を担う子どもたちが健やかに成長し、思いやりや優しさなどの豊かな心を育てていくためには、幼少期から「自分のことが好きだ、自分が大切」という自尊感情を育むことが大切だと言われていています。就学前の児童に対しては、子どもの自尊感情を育むことの大切さを保護者が学べるよう、家庭教育の支援を進めるとともに、保育所や幼稚園等において、遊びや生活などを通じて、思いやりや、優しさを育むとともに、早い年齢からの男女平等の意識啓発に取り組みます。就学児童に対しては、学校において「自分も大切」「友だちも大切」という人権を大切にする教育をはじめ、地域で学ぶ体験学習など、将来の職業観・労働観に立った教育・啓発を推進します。

また、大人になってからも女性も男性も性別にかかわらず、いきいきと、主体的な生き方やあらゆる分野への参画を選択する能力を身につけられるように、生涯にわたる学習機会の提供に努めます。

<基本施策>

- ・ 保育所・幼稚園・学校等での意識啓発の推進
- ・ 男女平等と自立をめざした生涯学習の推進

④ あらゆる場面における男女の人権の尊重

男女が互いにその尊厳を重んじ、責任を分かち合い、個性と能力を発揮することのできる社会を実現するためには、あらゆる場面において男女の人権を尊重していくことが大切です。

市が作成する広報・刊行物においては、「表現ハンドブック」を活用し男女の人権を尊重した表現となるよう取り組みを進めます。

特に、近年は、インターネット等の普及により、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の発信と受信が容易となっている状況があることから、本市では講座等の開催を通じて、市民が情報を適切に読み取り、また人権を尊重した情報を発信できるような能力の向上を図ります。

また、心身や生活に深刻な影響を与えるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けての啓発に努めます。

外国人居住者に対しては、国籍に関係なく互いの文化や価値観を理解し尊重するために、情報提供とともに、生活支援の推進を図ります。

<基本施策>

- ・メディアにおける人権の尊重
- ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けての啓発の推進
- ・国際理解と国際化への対応

⑤ 女性のエンパワーメントの推進

仕事や地域活動等のあらゆる分野において女性が活躍できる力を身につけられるように、エンパワーメントのための意識啓発の推進や、学習機会の充実を図ります。

また、明石市女性団体協議会をはじめとする既存の団体の活性化や、新たな市民団体等に対する支援と、男女共同参画社会の実現に向けた女性団体等のネットワークの促進に努めます。

<基本施策>

- ・エンパワーメントに向けての啓発活動、学習機会等の拡充
- ・女性団体等のネットワークの促進

基本目標2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

～明石市配偶者等からの暴力対策基本計画～

(1) 現状と課題

配偶者やパートナーからの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない重要な課題となっています。また、その被害者の多くが女性であり、問題のほとんどが家庭内等で発生し発覚しにくいために被害が深刻化しやすいとされています。

本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみても、DVを受けた経験は女性に多く（「図表14 DVの経験」参照）、また、DVを受けた市民の約4割が「何もしなかった」と回答していること（「図表16 DVを受けたときの対応」参照）から、潜在的な被害者の多さがうかがえます。さらに、高校生や大学生など若い世代においてもデートDV[®]の被害を確認することができました（「図表15 彼氏／彼女からされたことがある行為（若年層）」参照）。

本市では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、平成13（2001）年策定の「あかし男女共同参画プラン—きらめきプラン21—」において、基本目標4「生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実」における基本課題2「女性に対するあらゆる暴力の根絶」として、相談体制の整備や防止に向けた啓発を行ってきました。またパンフレットや広報誌、講座等の開催による意識啓発の推進や、女性のための相談室の開設（平成14（2002）年4月）、明石市DV対策連絡会議の設置（平成20（2008）年10月）などに取り組むとともに関係機関との連携を図ってきました。

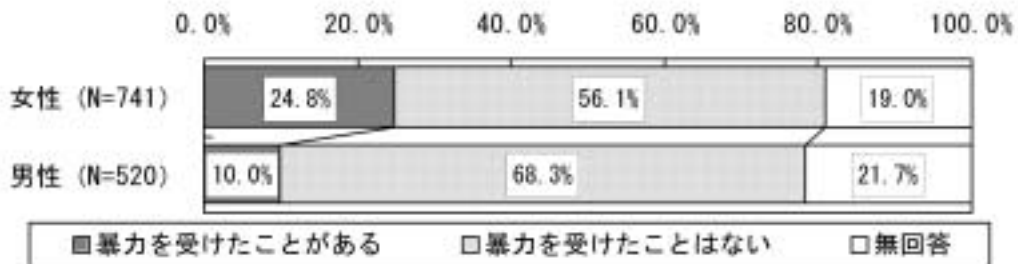
しかしながら、近年、女性のための相談室等ではDVに関する相談件数が増加傾向にある上（「図表17 明石市のDV相談状況」参照）に、その相談内容が深刻化、複雑化し、総合的な支援体制の検討が必要となっています。

このため、本市では、平成19（2007）年に改正された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」と記す。）に基づいて、本計画の中にDVに関する市町村基本計画を包含し、配偶者等のあらゆる暴力から被害者とその子どもを守り、問題を解決するための、包括的な施策展開を図るものとします。

[®] 若年層で問題になっている恋人関係にある人からの暴力。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力などの他、「携帯電話をチェックする」「友達との付き合いを制限する」といった社会的暴力があります。

■ DV^⑦の経験

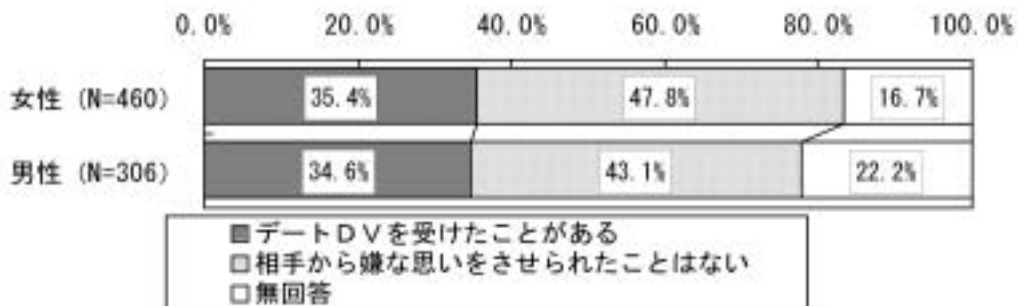
図表 14 DVの経験



* 「暴力を受けたことがある」とは「なぐられたり、けられたりした」「首をしめるなど命の危険を感じるほど暴力をふるわれた」「大声でどなったり、ののしられた」「何を言っても、無視された」「実家の親・きょうだい、友人との付き合いをいやがられたり、禁止された」「電話やメールをチェックされたり、手紙を開封されたりした」「生活費を渡されなかった」「お金を取り上げたり、金の使い道を細かくチェックされた」「気がすまないと伝えているのにセックスさせられた」「避妊に協力してくれなかったり、中絶を強要された」のいずれかを回答した人です。

資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 21 (2009) 年度)

図表 15 彼氏／彼女からされたことがある行為 (若年層)



* 「デートDVを受けたことがある」とは彼氏・彼女がいた経験のある人の内、「「バカ」「アホ」「頭悪い」などの言葉で嫌な思いをさせられる」「彼氏／彼女が急に機嫌が悪くなったり、優しくなったりして、いつも気をつかわされる」「あなたの行動を制限される」「友達や家族に連絡を取ることを嫌がられる」「イライラしたときなどに、目の前で物を壊したり、叩きつけたり、壁を蹴ったりして怖い思いをさせられる」「思うとおりにしないと、「〇〇する」と言って脅される」「貸したお金を返してもらえない」「自分のお金をまきあげられる」「殴る、蹴るなどをされて怪我を負わされる」「突き飛ばしたり、壁に叩きつけられる」「嫌がっているのにキスや性的行為を強要される」「避妊に協力してくれない」のいずれかを回答した人です。

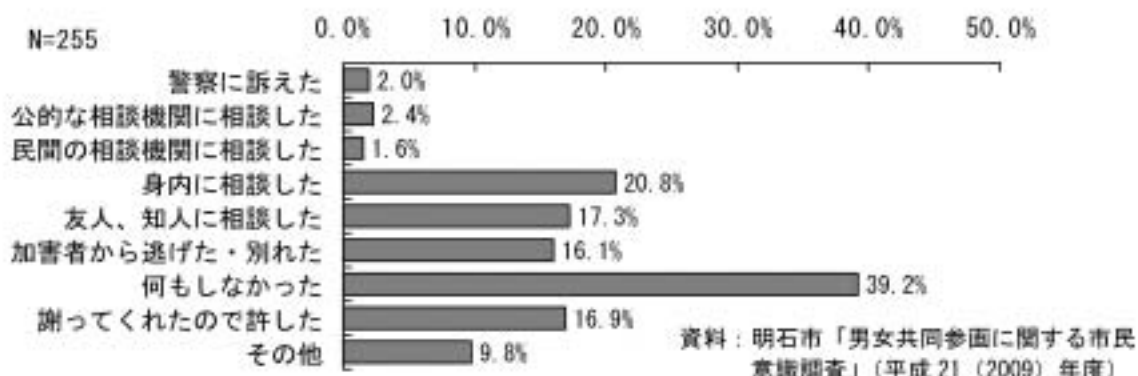
資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査 (若年層調査)」(平成 21 (2009) 年度)^⑧

⑦ 身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などの他、「大声でどなる」「無視」といった精神的暴力があります。

⑧ 市内の5つの大学・高校等の学生を対象として実施。対象数1,500人、有効回収数1,332件。

■ DVを受けたときの対応

図表16 DVを受けたときの対応



■ 明石市のDV相談状況

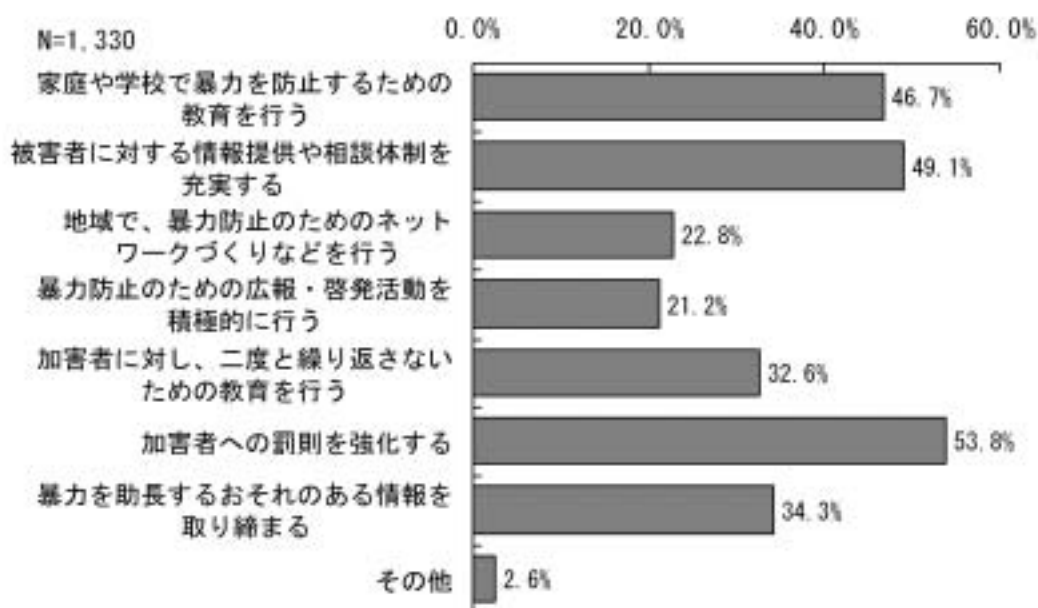
図表17 明石市のDV相談状況

(単位：件)

	平成17 (2005)年度	平成18 (2006)年度	平成19 (2007)年度	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度
児童福祉課	51	60	79	78	90
男女共同参画課	40	46	34	21	48
合計	91	106	113	99	138

資料：明石市

図表18 DV防止に必要なこと



資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21（2009）年度）

(2) 基本方向

① DV防止に向けた啓発・教育の推進

「DV防止法」の施行後、DVについての認知度は徐々に上がってきています。しかし、DVは家庭内の問題だという考えが潜在的に見られ、また、被害者の多くが女性であり、その背景には、男女の固定的な性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、過去から今日に至るまで男女が置かれてきた社会的、構造的問題があると言われてしています。

このような状況を改善し、配偶者等からの暴力は絶対に許さないという意識を社会全体で醸成するために、暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であることを市民共有の認識とすることが大切です。

そのため、一人ひとりが人権意識を高め、DVについて理解を深められるように、引き続き家庭、地域、学校等あらゆる場における啓発・教育を推進します。

また、児童・生徒等の発達段階に応じて、人権尊重を基礎とした男女平等、男女共同参画に関する教育・啓発を行うとともに、若年層がデートDV等の被害者・加害者とならないためにも、男女が互いに相手を尊重し対等な関係を築くことができ、自尊感情を高めることができるよう、学校等での教育や啓発に取り組んでいきます。

<基本施策>

- ・家庭や地域への啓発の推進
- ・学校等への啓発・教育の推進

② 相談体制の充実

「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果において、DVを受けたことがある市民の約4割が「何もしなかった」と回答しており、また、相談したと答えた人でも、相談先は家族や友人が多く、相談窓口の利用は少ないのが現状です（「図表16 DVを受けたときの対応」参照）。被害者の抱える問題や悩みは、男女の不平等から生じる問題も多くあり、複雑で多岐にわたる上に、深刻な事例も多く、解決するためには相談業務が重要となります。そこで、市民に最も身近な公的機関として、被害者が迷わずに相談できるように、相談窓口の周知を一層図っていきます。

本市では、DVに関する相談件数が増加傾向にあり（「図表17 明石市のDV相談状況」参照）、被害者の多くが孤立し、将来への不安を抱えていることが相談内容からうかがえます。また、長い間の暴力により、被害者が「自分が悪い」と思い相談をためらうなど、相談に至らないケースもあります。このようなことから被害者が安心して相談できる、被害者の立場に立った相談窓口の充実を図り、適切な支援につなぐことができるように、各種相談窓口の連携に努めます。

またあかし男女共同参画センターをはじめとする相談員の研修の充実を図るとともに、被害者

が窓口で二次的被害^⑨を受けることがないように、関係職員の研修の充実も図ります。

被害者が高齢者や障害のある人、外国人の場合には関連する相談窓口や施設等において、DVに関する適切な対応が行えるように、支援方法についての研修や、情報・事例の共有などを行うことによって、相談員や関係職員の資質の向上を図り、相談体制の充実に努めていきます。

さらに、被害が深刻な状況にならないよう、早期発見を可能にする環境づくりに努めるとともに、DVを発見しやすい立場にある、保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者などに対し、「DV防止法」に基づく通報について周知に努めていきます。

<基本施策>

- ・各種相談窓口の充実
- ・相談員等の資質の向上と二次的被害の防止
- ・相談窓口の市民への周知

③ 被害者の安全確保

緊急に保護を求めてきた被害者等の生命・安全を守るためには、加害者から危害を加えられることがない安全な環境を速やかに確保しなければなりません。そのためには、緊急一時保護等による安全な避難場所を広域的な視野でもって確保することが必要です。本市では、警察との連携を図り、被害者等の安全確保を図りながら、県が運営する一時保護所^⑩へ移送しています。

緊急保護時には、被害者は精神的に不安定な状態にあることも少なくないため、被害者の人権を配慮しない対応や、不用意な発言によって被害者を一層傷つけることがあります。また、加害者が被害者の所在を捜しまわる場合も多く、被害者等の情報が加害者に知られると、被害者が危険にさらされることとなります。これらの被害が起こることがないように、被害者への対応に配慮するだけでなく、個人情報の管理の徹底を図ります。

<基本施策>

- ・緊急時における被害者の安全確保
- ・被害者等の情報管理の徹底
- ・広域連携の強化

^⑨ 相談等に携わる職務関係者等の不適切な言動等により、DV被害者が傷つき、さらなる被害が生じること。

^⑩ 保護・援助を要する女性を一時的に保護する施設。

④ 自立に向けての支援の充実

被害者が、社会の中で生活を営んでいくためには、就労支援など経済的自立に向けた支援や、公営住宅の活用による住宅の確保等、総合的な支援が必要です。そのため、相談窓口においては、被害者のおかれた立場を理解して、市役所内の諸施策について適切な情報を提供するとともに、関係各課や関係機関が相互に連携して自立支援に取り組んでいきます。また、経済的自立に向けて就労のための講座の開催などに努めていきます。

暴力によって自尊感情を失う被害者が認められることから心理的ケアについて支援を充実していきます。さらに、当事者への直接の暴力被害だけでなく、DV家庭で育つことで子どもが受ける精神的被害は児童虐待に当たると言われており、深刻な影響を受けている子どもへの心のケアに関して支援や情報提供も行っていきます。

<基本施策>

- ・生活の安定に向けた支援
- ・経済的自立に向けた支援
- ・心理的ケアの充実

⑤ 関連機関との連携強化

早期発見・相談から保護、自立支援まで、被害者への切れ目のない支援を円滑に実施していくためには、関係機関の連携強化が必要です。

本市においては、市役所内の関係各課による明石市DV対策連絡会議を設置し、関係機関との連携や情報の共有、研修等を行ってきました。今後も、明石市DV対策連絡会議の構成員の拡充や医療関係・学校等あらゆる分野との連携を深めるなど、より一層の被害者支援に努めていきます。

また、市役所の職員が適切に対応できるよう、「DV防止マニュアル」や「DV被害者支援に関するフローチャート」の作成、相談機関相互の連携強化を図ります。

さらに、被害者が市の窓口で様々な手続きを行う際に精神的な負担の軽減が図られるような仕組みづくりを検討していきます。

被害者の専門的・広域的な相談・支援を円滑に行うために、警察や県の配偶者暴力相談支援センター^⑩との連携強化をはじめとして、近隣市町や民間支援団体との連携・協働に取り組んでいきます。

<基本施策>

- ・関係機関・関係各課の連携強化
- ・広域関係機関との連携強化

^⑩ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、指導、緊急時の一時保護、自立支援、情報提供等を行う施設。

基本目標3 生活の場における男女共同参画の促進

(1) 現状と課題

少子高齢化の進展、家族形態の多様化などの社会情勢の変化や、個人の意識・ライフスタイルの変化の中で、性別にとらわれず多様な人材を登用することや男女それぞれが家庭や地域で責任を担い合い、協力し合うことの重要性が高まっています。

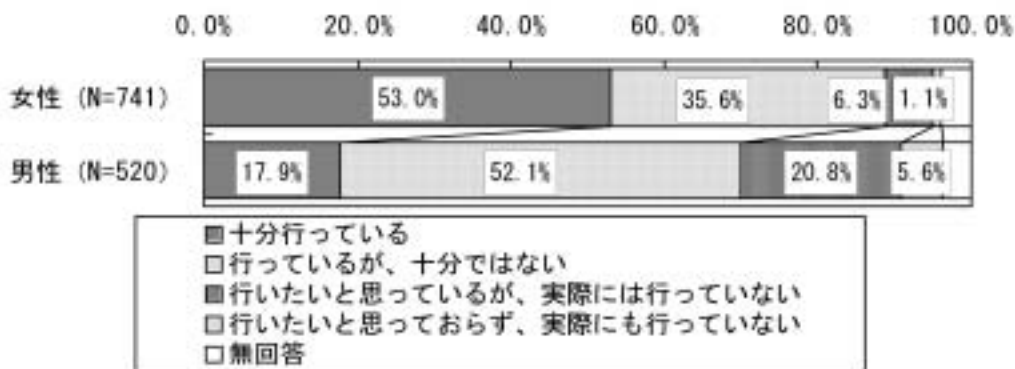
本市では、家庭生活での男女共同参画の実現に向けて、男女それぞれが家事等を担うための啓発活動の推進や、多様な子育て支援・介護サービスの充実などに努めてきました。また、地域活動に対しては自治会研修や情報誌の配布等を通して、性別にとらわれない役割分担の大切さを啓発してきました。

しかしながら、市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果にみられるとおり、家事については男性に比べて女性への負担が大きく（「図表19 家事の実行」参照）、また地域に残る固定的な性別役割分担意識等により、男女が対等な立場で協力し合い、性別にかかわらず能力を発揮することが難しい場合があるようです。さらに、同調査の結果では、仕事や家庭生活のどちらかに偏った生活ではなく、家庭生活、地域活動と仕事との調和が保たれた生活への転換を男女問わず多くの市民が求めているにもかかわらず、実現は必ずしも十分に進んでいません（「図表20 仕事と家庭生活等についての希望と現実」参照）。これまでのように、主に女性に対して「仕事か、家庭か、両立か」を迫る社会ではなく、だれもが家庭生活、地域活動、仕事において責任を果たしながら、生活のバランスを保てる社会が必要となっています。

このようなことから、男女それぞれの意見が家庭生活や地域の中で対等に反映され、一人ひとりの個性と能力が発揮されるような環境づくりや、社会全体の体制の充実が重要となっています。

■ 家事の実行

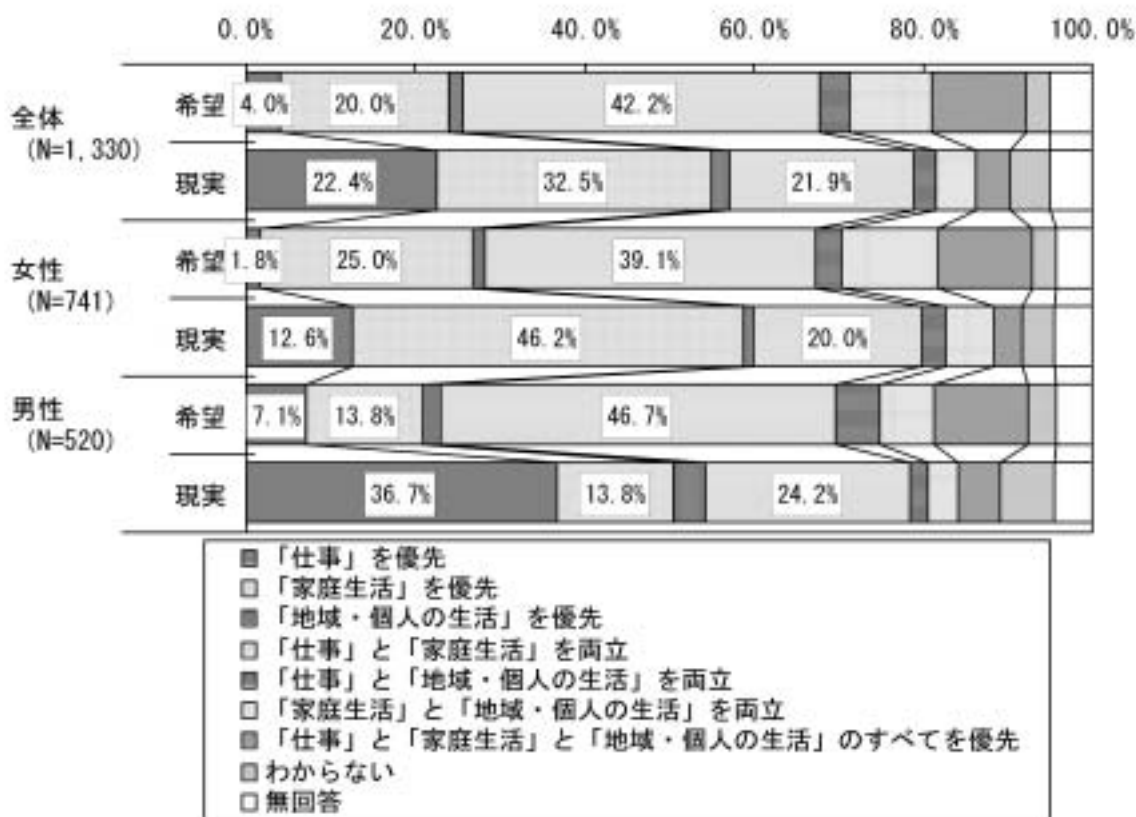
図表19 家事の実行



資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21（2009）年度）

■ 仕事と家庭生活等についての希望と現実

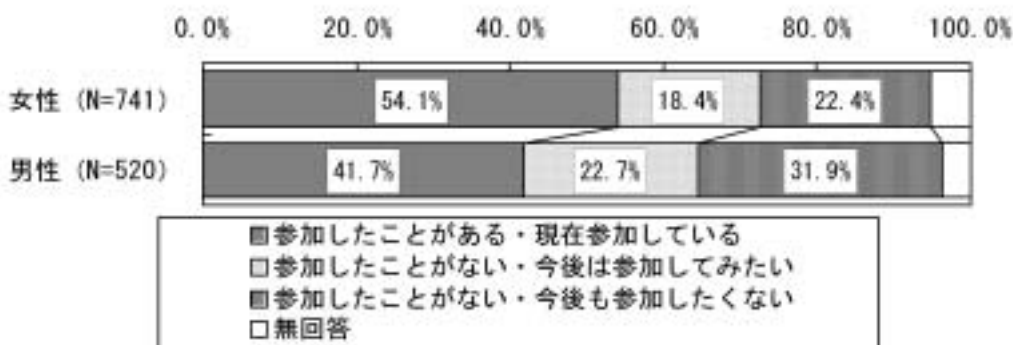
図表 20 仕事と家庭生活等についての希望と現実



資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 21（2009）年度）

■ 自治会や町内会の活動への参加

図表 21 自治会や町内会の活動への参加



資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 21（2009）年度）

(2) 基本方向

① 仕事と生活の調和に向けた生活の場での取り組みの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、市民の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、家族とのきずなを深め、家族が安心して暮らしていける社会の実現につながります。

本市では、仕事と生活の調和を求める市民は多いものの、その実現は必ずしも十分に進んでいないことから、仕事と生活の調和が、事業所・地域の活性化や、一人ひとりの夢や希望の実現、生活の充実につながることを積極的に啓発していきます。

また、男女が安心して家庭生活を営みながら、仕事や地域活動に参画できるように、地域、事業所、行政をはじめ社会全体で子育てや介護等を支援する体制の充実を図ります。

<基本施策>

- ・市民への啓発と相談窓口の充実
- ・子育て支援策の充実
- ・介護支援策の充実

② 家庭生活における男女共同参画の促進

男女それぞれが充実した家庭生活をおくるためには、家事・育児・介護などをともに担っていくことが重要です。しかし、現実には女性にその多くの負担がかかり、介護や育児を行う女性が、悩みや不安を一人で抱える状況も認められます。

今後は男性も積極的に家事・育児・介護などに関われるように、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女それぞれが家庭生活を担う大切さを啓発するとともに、家庭生活に関する講座に男性が参加しやすくなるような工夫を図るなど、家事・育児・介護等の学習機会の充実も図っていきます。

<基本施策>

- ・男女がともに担う家事・育児・介護等についての学習・啓発の促進
- ・男性の家庭生活における自立に向けた学習・啓発の促進

③ 地域活動における男女共同参画の促進

地域において男女がいきいきと暮らすためには、地域住民が協力し合い、多様な生き方、考え方を互いに認め合わなければなりません。そのためには、性別や年齢に偏らずに地域活動に参加・参画することが重要です。

そこで、地域活動への男女共同参画を促進していくために、男女が地域活動に参画することの意義についての意識啓発や情報提供に努めます。

さらに、地域の実質的な活動は女性が担っているにもかかわらず、主導的な役割は男性が担うという状況が多く見られることから、女性リーダーの育成に努めるとともに、性別や年齢に関係なく、様々な立場の市民が主体的に参画できるような体制づくりなど、地域活動や自主的な活動に対する支援を行っていきます。

また、これまで仕事中心の生活を過ごしてきたために地域での生活に溶け込めない男性が多く認められることから、定年退職後等の男性がこれまでの経験を活かして地域活動等に参画できるように支援します。

<基本施策>

- ・地域活動における男女共同参画の促進
- ・地域活動における地域リーダーの育成・登用の促進



基本目標4 働く場における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

性別にかかわらず、労働する権利は憲法においても保障されているものです。

近年、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保について、制度面では性別による差別の解消が図られたことや本市でも啓発活動に努めてきたこと等により、いわゆるM字カーブがなだらかになっている^⑫など、女性の就業環境には一定の改善がみられます。

しかしながら、本市ではこのM字カーブの谷が全国や兵庫県と比較して顕著であり^⑬、女性労働者の雇用形態別においても常勤よりも非常勤が多い状況にあります。このように依然として募集、採用、賃金、昇進、解雇などの様々な面で女性労働者が不利益や差別を受けている実態があることから、引き続き女性の就業機会や環境の改善が必要となっています。

また、本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果でもみられるように、男女を問わず市民の多くが仕事と家庭生活、地域活動の調和を重要視^⑭しているにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が残っている^⑮ために、職場における男性の育児休業の取得が進みにくく（「図表 22 性別による職場での待遇に関する意識」参照）、結果として、女性に対して「仕事か、家庭か、両立か」を迫る状況が続いています。これからは性別にかかわらず、一人ひとりが家庭や地域で責任を果たしながら、家庭の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるような就業環境を整備することが求められます。

さらに、農・漁業及び商工業等自営業での家族従事者の待遇の問題や、多様化する就業形態の中での、パート・アルバイト、非正規労働者に対する常勤労働者との労働条件の格差の問題など、個別の課題にも配慮していく必要があります。

このような課題をうけて、男女がライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるように、仕事と生活の調和を念頭においた、働き続けやすい環境の整備を推進するとともに、引き続き、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をめざしていく必要があります。

^⑫ 8 ページ、「図表 5 女性の年齢別労働力率」参照。

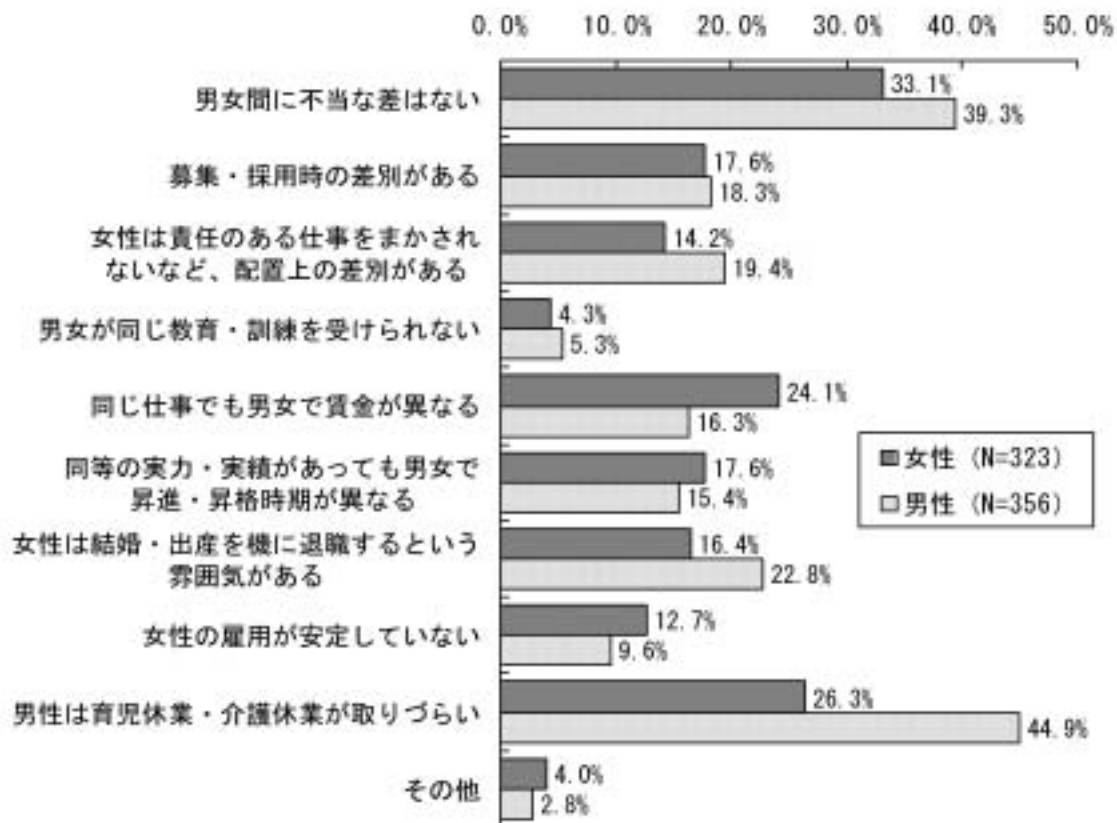
^⑬ 8 ページ、「図表 5 女性の年齢別労働力率」参照。M字カーブの谷があるということから子育て等を機に仕事を辞める女性が多いことがうかがえます。

^⑭ 34 ページ、「図表 20 仕事と家庭生活等についての希望と現実」参照。

^⑮ 10 ページ、「図表 7 性別役割分担意識についての考え」参照。

■ 性別による職場での待遇に関する意識

図表 22 性別による職場での待遇に関する意識



資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 21 (2009) 年度)

(2) 基本方向

① 仕事と生活の調和に向けた働く場での取り組みの推進

仕事と生活の調和の考え方に基づく働き方の見直しや、会社と働く人にとっての利点・必要性、またその具体的な取り組み方法について、事業主や事業所に対して啓発冊子やポスターの掲示などで積極的な情報提供や啓発に努めます。

また、多様な働き方の中で生じる様々な保育・介護ニーズに対応するため、両立支援のための子育て支援策や介護サービスの充実に努めます。

<基本施策>

- ・働き方の見直し等の啓発の推進
- ・両立支援のための子育て・介護支援策の充実

② 働く場における男女平等の実現

事業主や事業所等に対して、男女平等の雇用機会や待遇に関する法制度の啓発に努めるとともに、女性に対する正当な能力評価と登用の促進等、男女間の格差解消に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^⑩が図られるよう、情報提供に努めます。

また、男女共同参画について、正しい理解と重要性の認識がひろがるように、また、性別を問わず働き続けやすい職場環境を実現するために、事業主および就業者に対する研修会等の開催によって効果的な広報等を展開します。

<基本施策>

- ・男女の均等な雇用機会・待遇の確保のための啓発

^⑩ 会社の中で男性しか配置されていない部門に、女性の進出を促す計画をつくったり、女性の優先枠を設けるなど、男女の実質的な機会均等を進めていくために一時的に行う措置をいいます。

③ 多様な就労形態を可能にする条件整備の促進

男女それぞれが多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件で働くことは、女性の能力発揮の促進と男性の仕事中心の生き方の見直しを図る上で重要な課題となります。このため関係機関と連携を図り、情報提供の充実に努めます。

また、育児・介護等により就業を中断する女性が多い現状を踏まえ、再就職に向けた講座等の開催やチャレンジ相談の実施など、女性の就労支援の充実に一層取り組んでいきます。

<基本施策>

- ・多様で柔軟な働き方を可能にする情報提供の充実
- ・女性の就労支援体制の充実

④ 農・漁業及び商工業等自営業での働きやすい環境づくり

農・漁業及び商工業等の自営業において、女性は実務の重要な役割を担っています。農・漁業及び商工業等の自営業の中で女性の役割が重要とされる中、労働条件に見合った労働時間や健康管理、賃金等の向上を図り、女性が経営に参画できるよう意識啓発と家族経営協定^⑩の普及に努めます。

<基本施策>

- ・経営等意思決定の場への女性参画の推進

^⑩ 家族経営が中心の日本の農業が、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員の中で、経営方針や報酬、休日等の就業条件を定めたもの。

基本目標5 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実

(1) 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女の対等な関係のもとに、自分を大切にすると同様に相手に対する思いやりをもって、互いの性を十分に理解し合い、生涯にわたる健康の保持・増進に努めることが不可欠です。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題を抱えています。女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であるために、女性が自分の身体と健康に関する諸問題について主体的に考え、選択し、判断できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[®]の視点に立ち、情報提供や各種の健康づくり支援を充実していく必要があります。

また、本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では悩みを相談する男性の少なさが明らかとなり（「図表 23 悩みの相談」参照）、精神面で孤立しやすい男性の相談・自殺予防なども含め、こころの健康づくりの支援にも取り組む必要があります。

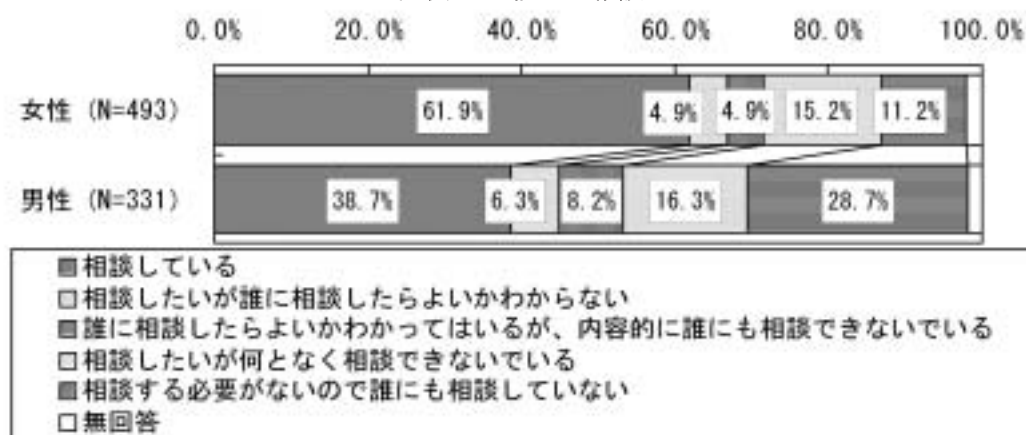
今後は、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身につけ、主体的に自己管理を行えるように、性別や年代に応じた健康支援を推進することが重要です。

さらに、少子高齢化や核家族化、地域の間人関係の希薄化などにより、児童虐待や高齢者虐待などが社会問題化しています。また経済の低迷に伴う雇用不安によって全国的に低所得者が増加しています。本市においても全国と同様の傾向があり、特に非正規雇用の多い女性や若年層での経済的な不安定が問題となっています。このように増加傾向にある社会的な援助を必要とする人々が性別によってさらに複雑な問題を抱え込まないように、男女共同参画の視点に立った福祉の充実が求められています。

[®] 1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。女性が自分の健康を主体的に確保することをめざすもので、具体的には、いつ何人子どもを産む、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産を自分で決める自由と権利などがあげられます。

■ 悩みの相談

図表 23 悩みの相談



資料：明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 21（2009）年度）

（2）基本方向

① 「こころ」と「からだ」の健康の保持・増進

男女それぞれが心身とその健康を主体的に考えられるように、健康に関する正しい知識や認識の普及と啓発を図るとともに、相談・指導の充実を図ります。

女性は、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題を抱えているため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに対応した適切な健康の保持・増進が図れるように健康診断や保健指導、健康相談などの一層の推進に努めます。特に、妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実します。

また、男女が互いの性を理解し尊重できるように、発達段階に応じて適切な啓発・教育を行うとともに、情報提供や啓発を行います。

さらに、男性では、悩みを誰にも相談しない人が女性より多いなど、精神面で孤立しやすい傾向がみられることから、こころの健康づくりについて取り組みを推進します。

<基本施策>

- ・母性の保護と母子保健の充実
- ・生涯を通じた男女の健康保持・増進対策の推進
- ・性に関する教育・啓発・相談の推進
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透
- ・こころの健康づくりに関する啓発・相談の推進

② 社会的な援助を必要とする男女への自立支援の推進

高齢者、障害のある人、ひとり親家庭、経済的に困難な状況にある人などが、性別にかかわらず自らの意思で主体的に生き、安心して暮らせるように支援が求められています。

女性は、妊娠・出産・育児等を機に就業の中断を生じやすいことから、経済的な自立が男性より難しく、このために、単身の高齢女性やひとり親家庭の母親などが、生活困難に陥りやすい場合があります。このように生活困難の背景には、性別からくる役割分担意識とそれに伴う就業構造などが関係していることを踏まえて、生活安定と自立に向けた施策の充実に努めます。

一方、男性では、悩みを誰にも相談しない人が女性より多いなど、精神面で孤立しやすい傾向がみられるため、単身の高齢男性や不安定な雇用状態にある若い男性に対しては、相談体制の充実や社会への参画を促す取り組みを推進します。さらに、ひとり親家庭の父親は家庭と仕事の両立のために仕事の量を調整しようとしても、「男は仕事」という意識などによって周囲の理解が得にくいという問題があることから、ひとり親家庭の支援サービスや相談事業の充実に努めます。

このように生活困難についての特徴に性差がある状況に配慮して、自立に向けた支援や安心して暮らすための福祉施策、地域でのネットワークを、男女共同参画の視点に立って総合的に展開します。

また、児童や高齢者に対する虐待については、地域、行政が一体となって虐待の早期発見・早期対応・再発防止等の取り組みを推進します。

<基本施策>

- ・ 高齢者の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進
- ・ 障害のある人の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進
- ・ ひとり親家庭の生活安定と自立支援の促進
- ・ 低所得者の生活安定と自立支援の促進
- ・ 児童や高齢者に対する虐待防止対策の推進

基本目標6 施策の推進体制・進行管理の充実

(1) 現状と課題

本計画を推進するにあたっては、各分野で定めた様々な取り組みを確実に実施していくことが重要です。

本市では男女共同参画課が中心となって、あかし男女共同参画プラン推進連絡会議を設置し、市役所全体で施策の推進について進捗状況を確認してきました。

しかしながら、取り組まなければならない施策の内容が多様であることに加え、社会環境の変化を受けて課題は広範囲に拡大しつつあるため、これまで以上に市役所内や関係機関、市民、団体、事業所の連携を強化し、課題の解決を図る必要がでてきています。また、本市では「市民主体のまちづくり」をめざし、自治推進の理念や市民と市との情報の共有、参画と協働のまちづくりなど、明石市の自治の基本を定めた明石市自治基本条例を平成22(2010)年4月に施行しました。そのなかでも「参画と協働」の視点は、男女共同参画社会の実現をめざすにあたっても不可欠であることから、本計画においても参画と協働のまちづくりの推進による施策の推進体制・進行管理の一層の充実に取り組まなければなりません。

さらに男女共同参画の視点であらゆる分野の事業の立案、実行に取り組むことが求められることから、市職員一人ひとりに対して男女共同参画の意識の醸成を積極的に働きかける必要があります。

(2) 基本方向

① 施策の推進体制・進行管理の充実

男女共同参画にかかわる施策は、広範囲にわたり、内容も多様であるため、市役所内においてすべての関係部局が連携する必要があります。そこで、あかし男女共同参画プラン推進連絡会議等の一層の充実を図り、関係部局の連携をさらに強化し、施策の調整を進めていきます。

市役所の職員一人ひとりが男女共同参画の視点で自らの業務に取り組むことができるように、職員研修の充実や、電子メールによる職員への啓発等を通じて、男女共同参画社会に関する意識の浸透や意義の理解促進を図ります。

さらに、様々な施策を推進していくためにも、あかし男女共同参画センターの活用の促進や機能の充実等に努めていきます。

また、あかし男女共同参画プラン推進懇話会での検証や本計画の実施計画において数値目標を設定するなど、より具体の推進状況の点検を行います。同時に現在すでに取り組んでいる施策の推進状況に関するチェック機能や情報公開の手法等について、改善及び拡充を図ります。

<基本施策>

- ・施策推進体制の充実
- ・国・県・近隣市町等との連携の推進
- ・施策推進状況に関するチェック機能の整備と情報公開の推進

② 市民参加・参画体制の整備

男女共同参画社会を実現するには、市民、自治会、団体、事業所、行政等があらゆる立場でそれぞれの知恵や経験、専門性等の資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、ともに考え、力を合わせながら取り組みを推進していく必要があります。そのために、現在すでに取り組んでいる市民参加型のあかし男女共同参画センター運営委員会については、性別や世代による偏りがなく、より幅広い、様々な経験を持つ委員が参加できるように、公募の方法等を工夫する等、市民・団体等が参加・参画しやすい手法を十分に検討し支援していきます。

また、市民参画にかかわるそれぞれの団体がともに協力し、相互に活性化が図れるようなネットワークづくりをめざします。

さらに、市民団体等が企画・実行する事業を支援したり、市役所が市民編集委員と協働で作成している情報誌「きらめき」を発行するなど、今後も市民、自治会、団体、事業所、行政等の連携の強化を図ります。

<基本施策>

- ・市民団体等との連携強化



資料編

1 あかし男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿

あかし男女共同参画プラン推進懇話会（平成 21（2009）年度） 委員名簿
（敬称略）

氏名	役職等	
学識経験者	◎片田 範子	兵庫県立大学 教授
	中里 英樹	甲南大学 教授
	梁 英子	弁護士
	須田 和	前尼崎市立女性センター所長 男女共同参画学習アドバイザー
	清水 英子	男女共同参画学習アドバイザー
人権問題・社会 教育関係者	和田 美耶子	明石市女性団体協議会 会長
	西海 靖雅	明石市連合PTA 副会長
	柏木 伸夫	明石市連合PTA 会長
	西海 栄一	明石市人権教育研究協議会 副会長
労働・経済界 関係者	○岡村 洋	連合兵庫明石地域協議会 議長
	高山 かずえ	明石商工会議所
公募市民	高田 早苗	公募
	三山 和男	
市長が特に必要と 認める者	藤井 厚子	民生児童委員（主任児童委員）

* ◎会長 ○副会長

あかし男女共同参画プラン推進懇話会（平成 22（2010）年度） 委員名簿
（敬称略）

氏名	役職等	
学識経験者	◎山本 あい子	兵庫県立大学 教授
	中里 英樹	甲南大学 教授
	梁 英子	弁護士
	清水 英子	男女共同参画学習アドバイザー
人権問題・社会 教育関係者	和田 美耶子	明石市女性団体協議会 会長
	柳谷 智香子	明石市連合PTA 副会長
	廣岡 克哉	明石市人権教育研究協議会 副会長
労働・経済界 関係者	○切山 義行	連合兵庫明石地域協議会 議長
	高山 かずえ	明石商工会議所
公募市民	松本 敦子	公募
	尾崎 薫	
市長が特に必要と 認める者	藤井 厚子	民生児童委員（主任児童委員）

* ◎会長 ○副会長

2 計画策定の経過

平成 21（2009）年度

	日 程	会議の名称等	報告・議事内容等
平成 二十一 （二〇〇九） 年	5月28日	第1回あかし男女 共同参画プラン推 進懇話会	◆本計画策定について ◆本計画策定にかかる市民意識調査について
	7月23日	第1回あかし男女 共同参画プラン推 進連絡会議	◆平成20（2008）年度事業実績について ◆平成21（2009）年度の取り組みについて
	8月5日	第2回あかし男女 共同参画プラン推 進懇話会	◆旧プランの平成20（2008）年度事業実績について ◆旧プランに基づく平成21（2009）年度の取り組みに ついて ◆男女共同参画に関する市民意識調査に係るアンケート について
平成 二十二 （二〇一〇） 年	1月21日	第3回あかし男女 共同参画プラン推 進懇話会	◆男女共同参画に関する市民意識調査結果 ◆男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書の検 討
	2月4日	第1回明石市DV 対策連絡会議	◆被害者対応について ◆各課の取り組み、現状について

平成 22 (2010) 年度

日 程	会議の名称等	報告・議事内容等	
平成二十二年(二〇一〇)年	5月18日	第1回あかし男女共同参画プラン推進連絡会議	◆男女共同参画に関する市民意識調査結果について ◆今後のスケジュールについて
	5月25日	第1回あかし男女共同参画プラン推進懇話会	◆委嘱状交付 ◆会長・副会長の選任 ◆あかし男女共同参画プラン推進懇話会運営について ◆本計画の策定について ◆男女共同参画に関する市民意識調査結果について ◆旧プランの進捗状況について
	7月	◆関係各課の実施事業について内容を確認	
	8月5日	第2回あかし男女共同参画プラン推進懇話会	◆本計画策定にあたっての背景と主な課題 ◆旧プランの検証と本計画の方向性について ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画について
	10月19日	第2回あかし男女共同参画プラン推進連絡会議	◆本計画の策定状況と今後の予定について ◆本計画の骨子案について ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画について
		第1回明石市DV対策連絡会議	
	10月28日	第3回あかし男女共同参画プラン推進懇話会	◆本計画の骨子案について ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画について
	12月9日	明石女性生活大学	◆第3回あかし男女共同参画プラン推進懇話会での骨子案への意見について ◆本計画の骨子案への意見募集
12月13日	第4回あかし男女共同参画プラン推進懇話会	◆本計画の素案について ◆本計画の第4期実施計画の素案について ◆指標(数値目標)の設定について	
平成二十三年(二〇一一年)	1月4日～2月4日	◆本計画及び第4期実施計画の素案に対する意見募集(パブリックコメント)の実施	
	2月15日	第3回あかし男女共同参画プラン推進連絡会議	◆パブリックコメントの実施結果について ◆本計画及び第4期実施計画の案について
		第2回明石市DV対策連絡会議	
2月25日	第5回あかし男女共同参画プラン推進懇話会	◆パブリックコメントの実施結果について ◆本計画及び第4期実施計画の案について	

3 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。
二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶

者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務

局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年6月2日法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関

する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年7月11日法律第113号〕〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

5 関連年表

年	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	明石市の動き
昭和20 (1945)年	国際連合誕生	婦人参政権確立		
昭和21 (1946)年	婦人の地位向上委員会発足	婦人参政初の総選挙 日本国憲法公布		
昭和42 (1967)年	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
昭和50 (1975)年	「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) 国連国際婦人年 「世界行動計画」採択	内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 総理府婦人問題担当室業務開始 女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律の成立(昭和51年施行) 国際婦人年記念日本婦人問題会議開催		
昭和51 (1976)年	「国際婦人の十年」始まる (1985年まで)ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置			
昭和52 (1977)年		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	婦人対策室設置	
昭和53 (1978)年			兵庫県婦人行動綱領制定	
昭和54 (1979)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 (女子差別撤廃条約)採択			「婦人のつどい」開催
昭和55 (1980)年	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名		婦人・生活課設置 第1回明石婦人会議開催 明石市婦人団体連絡会発足
昭和56 (1981)年	「女子差別撤廃条約」発効 ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」採択	「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和60 (1985)年	「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定	
昭和61 (1986)年		婦人問題企画推進有識者会議開催		
昭和62 (1987)年		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
平成2 (1990)年			「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定	
平成3 (1991)年		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」公布		
平成4 (1992)年		婦人問題担当大臣設置	県立女性センター開設	

年	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	明石市の動き
平成5 (1993)年	国連世界人権会議開催 (ウィーン) 国連総会「女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」成 立・施行 中学校で家庭科が男女必修		
平成6 (1994)年	国際人口・開発会議開催(カ イロ)	男女共同参画室、男女共同 参画審議会、男女共同参画 推進本部を設置 高等学校で家庭科が男女必 修 子育てのための「エンゼル プラン」策定		「あかし女性プラン」策定 婦人・生活課から女性・生 活課に課名変更 明石市婦人団体連絡会から 明石市女性団体協議会に改 称
平成7 (1995)年	第4回世界女性会議開催(北 京)「北京宣言」及び「行動 綱領」採択	「育児休業法」改正(育児・ 介護休業法成立) ILO「家族的責任を有する男 女労働者の機会及び待遇の 均等に関する条約(156号)」 批准		
平成8 (1996)年		男女共同参画審議会から 「男女共同参画ビジョン」 答申 「男女共同参画2000年プラ ン」策定	「新ひょうごの女性しあわ せプラン後期実施計画」策 定	情報誌「きらめき」創刊
平成9 (1997)年		「男女雇用機会均等法」 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正 「介護保険法」公布		
平成11 (1999)年		「男女共同参画社会基本 法」公布・施行 「食料・農業・農村基本 法」公布・施行		「男女共同参画社会実現に 向けての市民意識調査」実 施
平成12 (2000)年	「女性2000年会議」(ニュー ヨーク) ＜「政治宣言」及び「成果文 書」採択＞	「介護保険法」施行 「児童虐待防止法」施行 「ストーカー行為等の規制 等に関する法律」施行 男女共同参画審議会「女性 に対する暴力に関する基本 的方策について」答申 「男女共同参画基本計画」 策定		
平成13 (2001)年		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」施行 「男女共同参画週間」設定 (6月23日～29日)	「兵庫県男女共同参画計画 一ひょうご男女共同参画プ ラン21-」策定	「あかし男女共同参画プラ ン」策定
平成14 (2002)年			「男女共同参画社会づくり 条例」制定、施行	あかし男女共同参画セン ター開設 女性・生活課から男女共同 参画課へ課名変更
平成15 (2003)年		「少子化社会対策基本法」 施行 「次世代育成支援対策推進 法」施行 「母子及び寡婦福祉法」一 部改正	「男女共同参画兵庫県率先 行動計画 一ひょうごアクション8- 」策定	
平成16 (2004)年		「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」一部改正 「性同一性障害者特例法」 施行		「あかし男女共同参画プラ ン第2次実施計画」策定

年	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	明石市の動き
平成17 (2005)年	第49回国連婦人の地位委員会 (「北京+10」)開催(ニュー ヨーク)	「第2次男女共同参画基本計 画」閣議決定 「介護保険法」「育児・介 護休業法」改正 「女性の再チャレンジ支援 プラン」策定		
平成18 (2006)年		「男女雇用機会均等法」改 正 「女性の再チャレンジ支援 プラン」改定	「兵庫県男女共同参画計画 ーひょうご男女共同参画プ ラン21ー(後期実施計画)」 策定 「第2次男女共同参画兵庫 県率先行動計画ー新ひょうご アクション8ー」策定 「兵庫県配偶者等からの暴 力(DV)対策基本計画」策 定 県立男女共同参画センター に「ひょうご女性チャレン ジひろば」開設 「ひょうご子ども未来プ ラン」策定 「仕事と生活の調和と子育て 支援に関する三者合意」 締結	
平成19 (2007)年		「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」改正 「仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス)憲 章」及び「仕事と生活の調 和推進のための行動指針」 策定 「パートタイム労働法」改 正		「あかし男女共同参画プ ラン第3次実施計画」策定
平成20 (2008)年		「女性の参画加速プログラ ム」策定 「次世代育成支援対策推 進法」改正		「チャレンジひろば」開設
平成21 (2009)年		「育児・介護休業法」改正	「第3次男女共同参画兵庫 県率先行動計画ーひょうご アクション8ー」策定 「兵庫県配偶者等からの暴 力対策基本計画」策定 「ひょうご仕事と生活セン ター」開設	「男女共同参画に関する市 民意識調査」実施
平成22 (2010)年		「第3次男女共同参画基本 計画」閣議決定	「新ひょうご子ども未来 プラン」策定	
平成23 (2011)年			「新ひょうご男女共同参 画プラン21」策定	「あかし男女共同参画プ ラン」「あかし男女共同参 画プラン第4次実施計画」 「明石市配偶者等からの暴 力対策基本計画」策定

6 用語解説

【あ行】

◆エンパワーメント

本来の一人ひとりの潜在的な能力を生かして、力をつけていくことです。

【か行】

◆家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員の中で、経営方針や報酬、休日等の就業条件を定めたものです。

◆固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

【さ行】

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることです。

◆社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/SEX）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」といい、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

◆セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ、性的脅迫のこと。相手が望んでいない性的言動によって、相手の身体や精神を不当に侵害すること。また、それに対する対応によって一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって環境を著しく悪化させることです。

◆積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

会社の中で男性しか配置されていない部門に、女性の進出を促す計画をつくったり、女性の優先枠を設けるなど、男女の実質的な機会均等を進めていくために一時的に行う措置をいいます。

【た行】

◆デートDV

若年層で問題になっている恋人関係にある人からの暴力。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力などの他、「携帯電話をチェックする」「友達との付き合いを制限する」といった社会的暴力があります。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などの他、「大声でどなる」「無視」といった精神的暴力があります。

【は行】

◆配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、指導、緊急時の一時保護、自立支援、情報提供等を行う施設のことです。

◆パワー・ハラスメント

職場などの組織内で、立場を利用して、特定の個人が特定の個人に対し本来の業務とは関係ない事項について継続的にいやがらせをし、人格や尊厳を傷つける言動を与え続けること。被害者の働く環境を悪化させ、心身の状態を著しく悪化させることもあります。

【ら行】

◆ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉。人生の段階をどのように区分するかについては色々な考え方がありますが、一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期といった区分が多く用いられます。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。女性が自分の健康を主体的に確保することをめざすもので、具体的には、いつ何人子どもを産む、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産を自分で決める自由と権利などがあげられます。

あかし男女共同参画プラン
きらめきプラン 21

発行 明石市 コミュニティ推進部 男女共同参画課


〒673-0886 明石市東仲ノ町6番1号

TEL 078-918-5611

FAX 078-918-5617

E-mail danjyo@city.akashi.lg.jp

平成23(2011)年4月



あかし男女共同参画プラン
きらめきプラン21